

別紙

○農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官、21水港第2724号水産庁長官通知）の一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1～第7（略）</p> <p>別記参考様式第1号（略）</p>	<p>第1～第7（略）</p> <p>別記参考様式第1号（略）</p>
<p>別記参考様式第2号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年月日</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p>農林水産省地方農政局長 国土交通省北海道開発局長 経由</p> <p style="text-align: right;"><u>都道府県知事名</u> <u>市町村長名</u></p> <p style="text-align: center;">農山漁村地域整備計画の提出</p> <p>[以下略]</p>	<p>別記参考様式第2号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年月日</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p>農林水産省地方農政局長 国土交通省北海道開発局長 経由</p> <p style="text-align: right;"><u>都道府県知事名</u> 印 <u>市町村長名</u> 印</p> <p style="text-align: center;">農山漁村地域整備計画の提出</p> <p>[以下略]</p>
<p>別記参考様式第3号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年月日</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p>農林水産省地方農政局長 国土交通省北海道開発局長 経由</p> <p style="text-align: right;"><u>事業実施主体の長</u></p> <p style="text-align: center;">農山漁村地域整備交付金交付決定前着手届</p> <p>[以下略]</p>	<p>別記参考様式第3号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年月日</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p>農林水産省地方農政局長 国土交通省北海道開発局長 経由</p> <p style="text-align: right;"><u>事業実施主体の長</u> 印</p> <p style="text-align: center;">農山漁村地域整備交付金交付決定前着手届</p> <p>[以下略]</p>

別紙

○農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官、21水港第2724号水産庁長官通知）の一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>別紙1-1（農地整備に係る運用） 運用1（農地整備事業）</p> <p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 実施要件 1・2 （略） 3 通作条件整備 （略） (1) 基幹農道整備 ア 一般型 (ア) 受益面積がおおむね50ヘクタール以上であること。ただし、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村（以下この別紙において「振興山村」という。）、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。以下この別紙において単に「過疎地域」という。）、</u>半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（以下この別紙において「半島振興対策実施地域」という。）又は棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域（以下この別紙において、「指定棚田地域」という。）において行うものにあつては、受益面積がおおむね30ヘクタール以上であること。 (イ)～(エ) （略）</p>	<p>別紙1-1（農地整備に係る運用） 運用1（農地整備事業）</p> <p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 実施要件 1・2 （略） 3 通作条件整備 （略） (1) 基幹農道整備 ア 一般型 (ア) 受益面積がおおむね50ヘクタール以上であること。ただし、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村（以下この別紙において「振興山村」という。）、<u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む。）をいう。以下この別紙において「過疎地域」という。）、</u>半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（以下この別紙において「半島振興対策実施地域」という。）又は棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域（以下この別紙において、「指定棚田地域」という。）において行うものにあつては、受益面積がおおむね30ヘクタール以上であること。 (イ)～(エ) （略）</p>

- イ (略)
- (2) (略)

第5・第6 (略)

第7 計画の変更等

1・2 (略)

3 都道府県知事は、通作条件整備において、次のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとし、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

(1) 農道の新設又は改良を行うもの(第2の3の(2)のウに規定する農業集落間型(以下この別紙において「農業集落間型」という。)によるものを除く。)

都道府県知事は、次のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとする。

ア・イ (略)

ウ 事業費であって告示第2号に規定されているものについての変更

(2) (略)

第8～第11 (略)

第12 経過措置

1～20 (略)

21 農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施してきた地区であって、令和3年度以降も実施する必要がある地区については、第7の申請及び採択が行われたものとみなす。

- イ (略)
- (2) (略)

第5・第6 (略)

第7 計画の変更等

1・2 (略)

3 都道府県知事は、通作条件整備において、次のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとし、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

(1) 農道の新設又は改良を行うもの(第2の3の(2)のウに規定する農業集落間型(以下この別紙において「農業集落間型」という。)によるものを除く。)

都道府県知事は、次のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとする。

ア・イ (略)

ウ 事業費であって告示第3号に規定されているものについての変更

(2) (略)

第8～第11 (略)

第12 経過措置

1～20 (略)

(新設)

(下線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>運用2（農業基盤整備促進事業）</p> <p>第1～第8（略）</p> <p>第9 助成</p> <p>国は、予算の範囲内において、本事業に必要となる経費について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号）に定めるところにより予算の範囲内において、都道府県に助成するものとする。</p> <p>1（略）</p> <p>2 別表1の定額助成に係るもの</p> <p>事業種類の欄に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）又は施工延長に次に定める助成単価を乗じた額の合計</p> <p>(1) 助成単価とは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるものとする。なお、助成単価は、<u>別表2の事業内容等の欄に示すとおり</u>、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。</p> <p>ア イに掲げるもの以外のもの<u>にあつては、別表2の助成単価の欄の1に掲げるもの</u></p> <p><u>(削る。)</u></p>	<p>運用2（農業基盤整備促進事業）</p> <p>第1～第8（略）</p> <p>第9 助成</p> <p>国は、予算の範囲内において、本事業に必要となる経費について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号）に定めるところにより予算の範囲内において、都道府県に助成するものとする。</p> <p>1（略）</p> <p>2 別表1の定額助成に係るもの</p> <p>事業種類の欄に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）又は施工延長に次に定める助成単価を乗じた額の合計</p> <p>(1) 助成単価とは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるものとする。なお、助成単価は、<u>別表2に示すとおり</u>、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。</p> <p>ア イに掲げるもの以外のもの<u>(施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【】内に定める単価)</u></p> <p><u>(ア) 別表1の区分2の事業種類の欄(1)及び(3)にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価</u></p> <ul style="list-style-type: none"><u>・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり12万5千円【10万5千円】</u><u>・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり10万5千円【8万5千円】</u><u>・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり5万5千円【4万円】</u><u>・畦畔除去のみの場合は施工延長100メートル当たり3万円【3万円】</u> <p><u>(イ) 別表1の区分2の事業種類の欄(2)及び(4)にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価</u></p> <ul style="list-style-type: none"><u>・水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり25万円【19万5千円】</u><u>・水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり23万円【17万5千円】</u><u>・水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であつて、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり17万5千円【13万円】</u>

イ 事業完了時まで中心経営体（人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第2に定める人・農地プラン（人・農地要綱の人・農地問題解決加速化支援事業を利用せずに同要綱に準じて作成したものを含む。）、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「実質化人・農地プラン通知」という。）2の（1）に定める実質化された人・農地プラン（実質化人・農地プラン通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、実質化人・農地プラン通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。）をいう。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。以下同じ。）に集約化されている受益地又は集約化することが確実と見込まれる受益地にあっては、別表2の助成単価の欄の2に掲げるもの

（削る。）

（ウ）別表1の区分2の事業種類の欄（5）にあっては、使用する工法に応じ、次に定める単価

・バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり15万円【1万5千円】

・バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり14万5千円【10万5千円】

・トレンチャ工法を用いる場合は受益面積10アール当たり10万円【8万5千円】

・掘削同時埋設工法を用いる場合は受益面積10アール当たり7万5千円【5万5千円】

（エ）別表1の区分2の事業種類の欄（6）にあっては、現場条件に応じ、次に定める単価

・表土扱いを行う場合は施工延長100メートル当たり15万円【11万円】

・表土扱いを行わない場合は施工延長100メートル当たり14万円【10万円】

（オ）別表1の区分2の事業種類の欄（7）にあっては、受益面積10アール当たり15万5千円【11万円】（樹園地にあっては受益面積10アール当たり24万5千円【17万5千円】、給水栓設置のみの場合にあっては1箇所当たり1万5千円【1万円】）。なお、ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合は接続管の施工延長10メートル当たり5万円【4万円】

（カ）別表1の区分2の事業種類の欄（8）にあっては、受益面積10アール当たり11万5千円【6万5千円】

（キ）別表1の区分2の事業種類の欄（9）にあっては、受益面積10アール当たり20万円【14万5千円】

イ 事業完了時まで中心経営体（人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第2に定める人・農地プラン（人・農地要綱の人・農地問題解決加速化支援事業を利用せずに同要綱に準じて作成したものを含む。）、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「実質化人・農地プラン通知」という。）2の（1）に定める実質化された人・農地プラン（実質化人・農地プラン通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、実質化人・農地プラン通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。）をいう。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。以下同じ。）に集約化されている受益地又は集約化することが確実と見込まれる受益地にあっては、次に掲げるものとする。（施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【 】内に定める単価）

（ア）別表1の区分2の事業種類の欄（1）及び（3）にあっては、現場条件に応じ、

次に定める単価

- ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり15万円【12万5千円】
- ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり12万5千円【10万円】
- ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり6万5千円【4万5千円】
- ・畦畔除去のみの場合は施工延長100メートル当たり3万5千円【3万5千円】

(イ) 別表1の区分2の事業種類の欄(2)及び(4)にあつては、現場条件に応じ、

次に定める単価

- ・水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり30万円【23万円】
- ・水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり27万5千円【21万円】
- ・水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり21万円【15万5千円】

(ウ) 別表1の区分2の事業種類の欄(5)にあつては、使用する工法に応じ、次に

定める単価

- ・バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり18万円【13万5千円】
- ・バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり17万円【12万5千円】
- ・トレンチ工法を用いる場合は受益面積10アール当たり12万円【10万円】
- ・掘削同時埋設工法を用いる場合は受益面積10アール当たり9万円【6万5千円】

(エ) 別表1の区分2の事業種類の欄(6)にあつては、現場条件に応じ、次に定める単価

- ・表土扱いを行う場合は施工延長100メートル当たり18万円【13万円】
- ・表土扱いを行わない場合は施工延長100メートル当たり16万5千円【12万円】

(オ) 別表1の区分2の事業種類の欄(7)にあつては、受益面積10アール当たり18万5千円【13万円】(樹園地にあつては受益面積10アール当たり29万円【21万円】、給水栓設置のみの場合にあつては1箇所当たり1万5千円【1万円】)。なお、ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合は接続管の施工延長10メートル当たり5万円【4万円】

(カ) 別表1の区分2の事業種類の欄(8)にあつては、受益面積10アール当たり13万5千円【7万5千円】

(キ) 別表1の区分2の事業種類の欄(9)にあつては、受益面積10アール当たり24万円【17万円】

(2) 助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を、

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(2) (略)

(3)(2) の経営等農用地とは、所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第4項第1号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農地をいう

(4)(3) の基幹ほ場3作業とは、稲作にあつては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあつてはア、ウ又はエのうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあつては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

ア～エ (略)

第10 (略)

別表1 (略)

別表2

一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。

(3) 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。

ア 別表1の区分2の事業種類の欄(1)から(4)までにあつては、受益面積10アール当たり2万円（施工延長100メートル当たり1万円）を減算

イ 別表1の区分2の事業種類の欄(5)にあつては、受益面積10アール当たり1万5千円を減算

ウ 別表1の区分2の事業種類の欄(6)にあつては、施工延長100メートル当たり1万円を減算

(4) 別表1の区分2の事業種類の欄(5)に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり2万5千円を加算するものとする。

(5) 別表1の区分2の事業種類の欄(5)及び(6)に関して、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合には、受益面積10アール当たり（事業種類の欄(6)にあつては施工延長100メートル当たり）1万5千円を加算するものとする。

(6) 別表1の区分2の事業種類の欄(5)に関して、外注（有償）により実施設計を行う場合には、受益面積10アール当たり1万5千円を加算するものとする。

(7) 別表1の区分2の事業種類の欄(5)に関して、農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管）の間隔（L）が10メートル以上となる場合には、下式により受益面積（A）を割り引いて助成額を算出するものとする。

助成額 = A × 10 / L × 助成単価

(8) (略)

(9)(8) の経営等農用地とは、所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第4項第1号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農地をいう。

(10)(9) の基幹ほ場3作業とは、稲作にあつては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあつてはア、ウ又はエのうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあつては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

ア～エ (略)

第10 (略)

別表1 (略)

別表2

事業種類		事業内容等	助成単価	
			1. 通常の助成単価 (※1)	2. 集約化加算単価 (※1)
(1) 田の区画 拡大(水路の変更を 伴わないもの)	畦畔で隣接するほ場の 高低差が10cmを超える 場合であって表土 扱いを行う場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a) のほ場1枚へ区画拡大。	12.5万円/10a 【10.5万円/10a】	15.0万円/10a 【12.5万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の 高低差が10cm以下 の場合であって表土 扱いを行う場合	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、 法面整形工(バックホウ)、耕地復旧 (トラクタ、雑物除去)。	10.5万円/10a 【8.5万円/10a】	12.5万円/10a 【10.0万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の 高低差が10cm以下 の場合であって表土 扱いを行わない場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a) のほ場1枚へ区画拡大。 簡易整備工(ブルドーザ)、耕地復旧(トラ クタ、雑物除去)。	5.5万円/10a 【4.0万円/10a】	6.5万円/10a 【4.5万円/10a】
	畦畔撤去のみの場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a) のほ場1枚へ区画拡大。 畦畔除去(バックホウ)、耕地復旧(トラク タ、雑物除去)。	3.0万円/100m 【3.0万円/100m】	3.5万円/100m 【3.5万円/100m】
(2) 田の区画 拡大(水路の変更を 伴うもの)	水路で隣接するほ場の 高低差が10cmを超 える場合であって表 土扱いを行う場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a) のほ場1枚へ区画拡大。	25.0万円/10a 【19.5万円/10a】	30.0万円/10a 【23.0万円/10a】
	水路で隣接するほ場の 高低差が10cm以下 の場合であって表土 扱いを行う場合	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、 法面整形工(バックホウ)、耕地復旧 (トラクタ、雑物除去)、構造物撤去、管設 置、	23.0万円/10a 【17.5万円/10a】	27.5万円/10a 【21.0万円/10a】
	水路で隣接するほ場の 高低差が10cm以下 の場合であって表土 扱いを行わない場合		17.5万円/10a 【13.0万円/10a】	21.0万円/10a 【15.5万円/10a】
(3) 畑の区画	畦畔で隣接するほ場の 高低差が10cmを超 える場合であって表 土扱いを行う場合	30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の 畑1枚へ区画拡大	12.5万円/10a 【10.5万円/10a】	15.0万円/10a 【12.5万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の 高低差が10cm以下 の場合であって表土 扱いを行う場合	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、 法面整形工(バックホウ)、耕地復旧 (トラクタ、雑物除去)	10.5万円/10a 【8.5万円/10a】	12.5万円/10a 【10.0万円/10a】

事業概要	農地の形状 等	現場条件、 使用工法	標準的な作業内容
田の区画拡大 (水路の変更を 伴わないもの)	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大	畦畔で隣接するほ場の高 低差が10cmを超える場合 で表土扱いを行う	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、 法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラ クタ、雑物除去)
		畦畔で隣接するほ場の高 低差が10cm以下である場 合で表土扱いを行う	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、 法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラ クタ、雑物除去)
		畦畔で隣接するほ場の高 低差が10cm以下である場 合で表土扱いを行わない	簡易整備工(ブルドーザ)、耕地復旧(トラ クタ、雑物除去)
		畦畔除去のみ	畦畔除去(バックホウ)、耕地復旧(トラク タ、雑物除去)
田の区画拡大 (水路の変更を 伴うもの)	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大	—	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、 法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラ クタ、雑物除去)、構造物撤去、管設置
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴わないもの)	30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1枚へ区画拡大	畦畔で隣接するほ場の高 低差が10cmを超える場合 で表土扱いを行う	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、 法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラ クタ、雑物除去)
		畦畔で隣接するほ場の高 低差が10cm以下である場 合で表土扱いを行う	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、 法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラ クタ、雑物除去)
		畦畔で隣接するほ場の高 低差が10cm以下である場 合で表土扱いを行わない	簡易整備工(ブルドーザ)、耕地復旧(トラ クタ、雑物除去)
		畦畔除去のみ	畦畔除去(バックホウ)、耕地復旧(トラク タ、雑物除去)
畑の区画拡大 (水路の変更を 伴うもの)	30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1枚へ区画拡大	—	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、 法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラ クタ、雑物除去)、構造物撤去、管設置
暗渠排水		バックホウ工法を用い、 表土扱いを行う場合	表土はぎ取り等(ブルドーザ)、掘削(バック ホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被 覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バ

拡大（水路の変更を伴わないもの）	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1枚へ区画拡大 簡易整備工（ブルドーザ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）	5.5万円/10a 【4.0万円/10a】	6.5万円/10a 【4.5万円/10a】
	畦畔撤去のみの場合	30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1枚へ区画拡大 畦畔除去（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）	3.0万円/100m 【3.0万円/100m】	3.5万円/100m 【3.5万円/100m】
（4）畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの）	水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)の畑2枚を60m×100m(60a)の畑1枚へ区画拡大	25.0万円/10a 【19.5万円/10a】	30.0万円/10a 【23.0万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）、構造物撤去、管設置、	23.0万円/10a 【17.5万円/10a】	27.5万円/10a 【21.0万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合		17.5万円/10a 【13.0万円/10a】	21.0万円/10a 【15.5万円/10a】
（5）暗渠排水	バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管（管径50mm～60mm）を3本埋設 表土はぎ取り等（ブルドーザ）、掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	15.0万円/10a 【11.5万円/10a】	18.0万円/10a 【13.5万円/10a】
	バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管（管径50mm～60mm）を3本埋設 掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	14.5万円/10a 【10.5万円/10a】	17.0万円/10a 【12.5万円/10a】
	トレンチャ工法を用い、表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管（管径50mm～60mm）を3本埋設 掘削（トレンチャ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	10.0万円/10a 【8.5万円/10a】	12.0万円/10a 【10.0万円/10a】

			バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）
		バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合	掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）
		トレンチャ工法を用い、表土扱いを行わない場合	掘削（トレンチャ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）
		掘削同時埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合	掘削・暗渠排水管布設・被覆材投入（同時埋設）、資材小運搬、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）
湧水処理	本暗渠管（管径50mm～60mm）	表土扱いを行う場合	表土はぎ取り等（ブルドーザ）、掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）
		表土扱いを行わない場合	掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）
末端畑地かんがい施設（普通畑、樹園地）	—	—	掘削（バックホウ）、管布設（人力）、散水設備、埋戻（バックホウ）
末端畑地かんがい施設（給水栓設置のみ）	—	—	掘削（バックホウ）、管布設（人力）、給水栓設置（人力）、埋戻（バックホウ）
客土	—	—	客土材運搬（バックホウ、ダンプトラック）、客土材散布・整地（ブルドーザ、バックホウ）
除礫	—	—	除礫（ストーンローダ、バックホウ、ダンプトラック）、整地（ブルドーザ）

	掘削同時埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm～60mm)を3本埋設 掘削・暗渠排水管布設・被覆材投入(同時埋設)、資材小運搬、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	7.5万円/10a 【5.5万円/10a】	9.0万円/10a 【6.5万円/10a】
(6) 湧水処理	表土扱いを行う場合	本暗渠管(管径50mm～60mm)設置 表土はぎ取り等(ブルドーザ)、掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	15.0万円/100m 【11.0万円/100m】	18.0万円/100m 【13.0万円/100m】
	表土扱いを行わない場合	本暗渠管(管径50mm～60mm)設置 掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	14.0万円/100m 【10.0万円/100m】	16.5万円/100m 【12.0万円/100m】
(7) 末端畑地かんがい施設	樹園地の場合		24.5万円/10a 【17.5万円/10a】	29.0万円/10a 【21.0万円/10a】
	樹園地以外の畑地の場合	掘削(バックホウ)、管布設(人力)、散水設備、埋戻(バックホウ)	15.5万円/10a 【11.0万円/10a】	18.5万円/10a 【13.0万円/10a】
	ほ場外からの接続管		5.0万円/10m 【4.0万円/10m】	5.0万円/10m 【4.0万円/10m】
	給水栓設置のみの場合	掘削(バックホウ)、管布設(人力)、給水栓設置(人力)、埋戻(バックホウ)	1.5万円/箇所 【1.0万円/箇所】	1.5万円/箇所 【1.0万円/箇所】
(8) 客土		客土材運搬(バックホウ、ダンプトラック)、客土材散布・整地(ブルドーザ、バックホウ)	11.5万円/10a 【6.5万円/10a】	13.5万円/10a 【7.5万円/10a】
(9) 除礫		除礫(ストーンローダ、バックホウ、ダンプトラック)、整地(ブルドーザ)	20.0万円/10a 【14.5万円/10a】	24.0万円/10a 【17.0万円/10a】

注) 事業内容等に記載している内容は、助成単価を構成する想定施工内容を示すものであり、施工を限定するものではない。また、一部を農業者施工により行うことを想定している。

- 1) 施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【】内に定める単価とする。
- 2) 助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を、一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。また、定額助成の事業種類の欄(10)にあつては、施工延長のうち10メートル未満を切り捨てて算出するものとする。
- 3) 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。
ア (1) から (4) までにあつては、受益面積10アール当たり2万円(施工延長100メートル当たり1万円)を減算

注) 標準的な作業内容のうち一部を農業者施工により行うことを想定している。

イ (5) にあっては、受益面積10 アール当たり 1 万 5 千円を減算

ウ (6) にあっては、施工延長100 メートル当たり 1 万円を減算

4) (5) に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10 アール当たり 2 万 5 千円を加算するものとする。

5) (5) 及び (6) について、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm 以上の場合には、受益面積10 アール当たり ((6) にあっては施工延長100 メートル当たり) 1 万 5 千円を加算するものとする。

6) (5) について、外注 (有償) により実施設計を行う場合には、受益面積10 アール当たり 1 万 5 千円を加算するものとする。

7) (5) については、農地の区画の形状等により吸水渠 (本暗渠管) の間隔 (L) が10 メートル以上となる場合には、下式により受益面積 (A) を割り引いて助成額を算出するものとする。

$$\text{助成額} = A \times 10 / L \times \text{助成単価}$$

別記様式第 1 号

(略)

【定額助成の実施計画 (事業達成状況報告)】

(略)

注:1) (略)

注:2) 別表 2 の※ 3、※ 4、※ 5 又は※ 6 を適用する場合には、定額助成単価の下段の括弧内に加算後又は減算後の助成単価を記載すること。

注:3) (略)

[以下略]

別記様式第 2 号

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿

農業基盤整備計画の提出

[以下略]

別記様式第 3 号

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿

番 号
年 月 日

〇〇〇

番 号
年 月 日

別記様式第 1 号

(略)

【定額助成の実施計画 (事業達成状況報告)】

(略)

注:1) (略)

注:2) 第 6 の 2 の (3) (4) (5) 又は (6) を適用する場合には、定額助成単価の下段の括弧内に加算後又は減算後の助成単価を記載すること。

注:3) (略)

[以下略]

別記様式第 2 号

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿

農業基盤整備計画の提出

[以下略]

別記様式第 3 号

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿

番 号
年 月 日

〇〇〇 印

番 号
年 月 日

〇〇〇

事業変更報告書

[以下略]

別記様式第4号

番 号
年 月 日

事業達成状況報告書

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿

〇〇〇

[以下略]

〇〇〇 印

事業変更報告書

[以下略]

別記様式第4号

番 号
年 月 日

事業達成状況報告書

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿

〇〇〇 印

[以下略]

改 正 後	現 行
<p>運用4（草地畜産基盤整備事業）</p> <p>第1 用語の定義 （略） 1～7 （略）</p> <p>8 中山間地域 第4の1の表の中山間地域とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域とする。 (1) 次に掲げる要件の<u>いずれかに該当する</u>市町村の区域であること。 <u>（削る。）</u> <u>ア</u> 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（以下この別紙において「離島」という。） <u>イ</u> 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村（以下この別紙において「振興山村」という。） <u>ウ</u> 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（以下この別紙において「半島振興対策実施地域」という。） <u>エ</u> <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。以下この別紙において単に「過疎地域」という。）</u> <u>オ</u> 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域 <u>カ</u> 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域 <u>キ</u> <u>ア</u>から<u>カ</u>までの地域に準ずる地域であって都道府県知事が特に必要と認める地域 <u>（削る。）</u></p>	<p>運用4（草地畜産基盤整備事業）</p> <p>第1 用語の定義 （略） 1～7 （略）</p> <p>8 中山間地域 第4の1の表の中山間地域とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域とする。 (1) 次に掲げる要件の<u>すべてを満たす</u>市町村の区域であること。 <u>ア</u> <u>次に掲げる要件のいずれかに該当する市町村</u> <u>(ア)</u> 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（以下この別紙において「離島」という。） <u>(イ)</u> 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村（以下この別紙において「振興山村」という。） <u>(ウ)</u> 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（以下この別紙において「半島振興対策実施地域」という。） <u>(エ)</u> <u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域と見なされる区域を含み、平成12年度から16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村と見なされる区域）を含む。以下この別紙において「過疎地域」という。）</u> <u>(オ)</u> 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域 <u>（以下この別紙において「特定農山村地域」という。）</u> <u>(カ)</u> 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域 <u>(キ)</u> <u>(ア)</u>から<u>(カ)</u>までの地域に準ずる地域であって都道府県知事が特に必要と認める地域 <u>イ</u> 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の4第</p>

(2) (略)
9～15 (略)

第2・第3 (略)

第4 事業の内容等
1 (略)

種 類	事 業 内 容 及 び 実 施 要 件 等
草 地 整 備 型	道営草地整備事業 (略)
	公共牧場整備事業 (略)
畜 産 担 い 手 総 合 整 備 型	飼料基盤集積整備事業 (略)
	再編整備事業 (略)
水田地帯等担い手育成整備事業	水田地帯等担い手育成整備事業は、水田地帯における家畜を飼養する新たな担い手の育成を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の <u>全て</u> に該当するものであること。 <u>(削る。)</u> (1) 事業参加者（農地所有適格法人又はこれに準ずる法人を含む場合については、その構成員を加えた者）がおおむね10人（中山間地域については5人）以上であること。 (2) 事業完了後において、酪農及び肉用牛生産に係る担い手が事業参加農業者の50%（事業実施前において酪農及び肉用牛生産に係る担い手割合が50%以上である場合は、原則としてその割合から5%以上増加した割合）以上を占めること。 (3) 事業完了後の受益草地等の面積が30ヘクタール（中山間地域については15ヘクタール）以上であること。 (4) 事業完了後の牛飼養頭数が、現況に比して、成牛換算（生後2年以

1項に規定する市町村計画（以下この別紙において「市町村計画」という。）を作成し、又は作成することが確実である市町村

(2) (略)
9～15 (略)

第2・第3 (略)

第4 事業の内容等
1 (略)

種 類	事 業 内 容 及 び 実 施 要 件 等
草 地 整 備 型	道営草地整備事業 (略)
	公共牧場整備事業 (略)
畜 産 担 い 手 総 合 整 備 型	飼料基盤集積整備事業 (略)
	再編整備事業 (略)
水田地帯等担い手育成整備事業	水田地帯等担い手育成整備事業は、水田地帯における家畜を飼養する新たな担い手の育成を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の <u>すべて</u> に該当するものであること。 <u>(1) 事業実施地区が、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（以下この別紙において「酪農肉用牛生産振興法」という。）第2条の4第1項の認定に係る酪農及び肉用牛に関する事項をその内容とする市町村計画（以下「市町村計画」という。）を作成し、又は作成することが確実である市町村の区域であること。</u> (2) 事業参加者（農地所有適格法人又はこれに準ずる法人を含む場合については、その構成員を加えた者）がおおむね10人（中山間地域については5人）以上であること。 (3) 事業完了後において、酪農及び肉用牛生産に係る担い手が事業参加農業者の50%（事業実施前において酪農及び肉用牛生産に係る担い手割合が50%以上である場合は、原則としてその割合から5%以上増加した割合）以上を占めること。 (4) 事業完了後の受益草地等の面積が30ヘクタール（中山間地域については15ヘクタール）以上であること。 (5) 事業完了後の牛飼養頭数が、現況に比して、成牛換算（生後2年以

	上を経過したものは1頭につき1頭、それ以外のものは0.5頭と換算する。)で100頭(中山間地域については50頭)以上増頭することが確実と見込まれること。
草地林地総合整備型	<p>草地林地総合整備型は、中山間地域等生産条件が不利な地域において、林地、野草地、草地等農用地を地域の実情に即した土地利用体系に再編又は総合的に整備することにより畜産の利用を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の<u>全て</u>に該当するものであること。</p> <p>(1) 事業実施地域は、次に掲げるア及びイの要件を満たす市町村(昭和25年2月1日現在の市町村の区域であって第1の8の(1)の<u>ア</u>から<u>カ</u>までのいずれか及び次に掲げるイの(ア)から(オ)までのいずれかを満たすものの一部若しくは全部を含む市町村又は平成17年2月1日現在の市町村の区域であってイの(オ)を満たすものの一部又は全部を含む市町村を含む。)からなる区域の範囲であって、かつ、ウの要件を満たす区域とし、当該地域の畜産生産の状況、経済的社会的条件等から判断して、ア及びイの要件に該当する市町村と一体的に事業実施することが適当であると認められる市町村については、事業地区計画樹立地区に含めることができるものとする。</p> <p>ただし、気候的条件の厳しい地域で当該事業を実施する場合にあっては、事業参加者の2/3以上が認定農業者であること。</p> <p>(以下略)</p>

2 (略)

第5 活性化計画の作成

1 本事業を実施する場合にあっては、都道府県知事は、事業が確実に実施されると見込まれる市町村を地区として決定し、地区ごとに以下に定めるところにより活性化計画を作成するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 活性化計画の策定に当たっては、次の計画との整合を図るものとする。

ア～ウ (略)

エ 都道府県酪農・肉用牛生産近代化計画及び市町村酪農・肉用牛生産近代化計画(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の3及び4に規定する計画をいう。以下この別紙において「市町村計画等」という。)

2 (略)

第6 事業実施計画の樹立

1～3 (略)

	上を経過したものは1頭につき1頭、それ以外のものは0.5頭と換算する。)で100頭(中山間地域については50頭)以上増頭することが確実と見込まれること。
草地林地総合整備型	<p>草地林地総合整備型は、中山間地域等生産条件が不利な地域において、林地、野草地、草地等農用地を地域の実情に即した土地利用体系に再編又は総合的に整備することにより畜産の利用を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の<u>すべて</u>に該当するものであること。</p> <p>(1) 事業実施地域は、次に掲げるア及びイの要件を満たす市町村(昭和25年2月1日現在の市町村の区域であって第1の8の(1)の<u>ア</u>の<u>(ア)</u>から<u>(カ)</u>までのいずれか及び<u>第1の8の(1)のイ</u>及び次に掲げるイの(ア)から(オ)までのいずれかを満たすものの一部若しくは全部を含む市町村又は平成17年2月1日現在の市町村の区域であってイの(オ)を満たすものの一部又は全部を含む市町村を含む。)からなる区域の範囲であって、かつ、ウの要件を満たす区域とし、当該地域の畜産生産の状況、経済的社会的条件等から判断して、ア及びイの要件に該当する市町村と一体的に事業実施することが適当であると認められる市町村については、事業地区計画樹立地区に含めることができるものとする。</p> <p>ただし、気候的条件の厳しい地域で当該事業を実施する場合にあっては、事業参加者の2/3以上が認定農業者であること。</p> <p>(以下略)</p>

2 (略)

第5 活性化計画の作成

1 本事業を実施する場合にあっては、都道府県知事は、事業が確実に実施されると見込まれる市町村を地区として決定し、地区ごとに以下に定めるところにより活性化計画を作成するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 活性化計画の策定に当たっては、次の計画との整合を図るものとする。

ア～ウ (略)

エ 都道府県酪農・肉用牛生産近代化計画及び市町村酪農・肉用牛生産近代化計画(酪農肉用牛振興法第2条の3及び4に規定する計画をいう。以下この別紙において「市町村計画等」という。)

2 (略)

第6 事業実施計画の樹立

1～3 (略)

4 事業実施計画の作成期間及びその内容
(1)・(2) (略)
(3) 事業実施計画は、草地開発整備事業計画設計基準（令和2年6月11日付け2生畜第431号農林水産省生産局長通知）に留意して作成しなければならない。
(4)・(5) (略)
5 農山漁村地域整備計画の作成 (略)

第7～第12 (略)

別記様式第1号 (第5の2関係)

第1章・第2章 (略)

第3章 計画事項

1 畜産活性化の目標

(1) 育成すべき畜産経営の姿（市町村計画等）
表 (略)

(2) 実現すべき農業構造の目標（市町村計画等）
表 (略)

[以下略]

別記様式第2号 (第6の3関係)

○○○○○○草地畜産基盤事業（○○型）
○○事業実施地区選定申請書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長

4 事業実施計画の作成期間及びその内容
(1)・(2) (略)
(3) 事業実施計画は、草地開発整備事業計画設計基準（平成19年2月14日付け19生畜第20号農林水産省生産局長通知）に留意して作成しなければならない。
(4)・(5) (略)
5 農山漁村地域整備計画の作成 (略)

第7～第12 (略)

別記様式第1号 (第5の2関係)

第1章・第2章 (略)

第3章 計画事項

1 畜産活性化の目標

(1) 育成すべき畜産経営の姿（市町村計画）
表 (略)

(2) 実現すべき農業構造の目標（市町村計画）
表 (略)

[以下略]

別記様式第2号 (第6の3関係)

○○○○○○草地畜産基盤事業（○○型）
○○事業実施地区選定申請書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長 ㊞

令和〇〇年度草地畜産基盤整備事業実施地区として下記地区を選定されたく、別紙調書を添えて草地畜産基盤整備事業の運用第〇の〇の規定に基づき申請します。

[以下略]

別記様式第3号（第6の3関係）

〇〇〇〇〇〇草地畜産基盤整備事業（〇〇型）〇〇事業参加申出書

〇〇地区草地畜産基盤整備事業に関する事業への参加を希望しますので、〇〇〇の運用第〇の〇の規定により関係書類を添えて下記のとおり申し出ます。

年 月 日

県 郡 村大字 字 番地

氏 名

記

1～5（略）
（備考）

（削る。）

1. 草地畜産基盤整備事業の運用第6の3に関する書面及び飼料自給率確認表を添付すること。

[以下略]

別記様式第4号（第6の4関係）

〇〇〇草地畜産基盤整備事業
（〇〇型）〇〇事業実施計画書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
（北海道にあつては農林水産省生産局長）

都道府県知事

令和〇〇年度草地畜産基盤整備事業実施地区として下記地区を選定されたく、別紙調書を添えて草地畜産基盤整備事業の運用第〇の〇の規定に基づき申請します。

[以下略]

別記様式第3号（第6の3関係）

〇〇〇〇〇〇草地畜産基盤整備事業（〇〇型）〇〇事業参加申出書

〇〇地区草地畜産基盤整備事業に関する事業への参加を希望しますので、〇〇〇の運用第〇の〇の規定により関係書類を添えて下記のとおり申し出ます。

年 月 日

県 郡 村大字 字 番地

氏 名

印

記

1～5（略）
（備考）

1. 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2. 草地畜産基盤整備事業の運用第6の3に関する書面及び飼料自給率確認表を添付すること。

[以下略]

別記様式第4号（第6の4関係）

〇〇〇草地畜産基盤整備事業
（〇〇型）〇〇事業実施計画書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
（北海道にあつては農林水産省生産局長）

都道府県知事

印

別冊事業実施計画書のとおり、〇〇地区に係る草地畜産基盤整備事業（〇〇型）〇〇事業実施計画を決定したので、草地畜産基盤整備事業の運用第〇の〇の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

[以下略]

別冊事業実施計画書のとおり、〇〇地区に係る草地畜産基盤整備事業（〇〇型）〇〇事業実施計画を決定したので、草地畜産基盤整備事業の運用第〇の〇の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

[以下略]

別記様式第5号（第8の2関係）

〇〇〇草地畜産基盤整備事業
（〇〇〇型）〇〇〇事業実施計画変更報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
（北海道にあつては農林水産省生産局長）

都道府県知事

草地畜産基盤整備事業の運用第〇の〇の規定に基づき、報告します。

[以下略]

別記様式第5号（第8の2関係）

〇〇〇草地畜産基盤整備事業
（〇〇〇型）〇〇〇事業実施計画変更報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
（北海道にあつては農林水産省生産局長）

都道府県知事 ㊟

草地畜産基盤整備事業の運用第〇の〇の規定に基づき、報告します。

[以下略]

別記様式第6号（第9の1関係）

〇〇〇草地畜産基盤整備事業
（〇〇〇型）〇〇〇事業完了報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
（北海道にあつては生産局長）

都道府県知事

草地畜産基盤整備事業の運用第〇の〇の規定に基づき、下記地区に係る草地畜産基

別記様式第6号（第9の1関係）

〇〇〇草地畜産基盤整備事業
（〇〇〇型）〇〇〇事業完了報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
（北海道にあつては生産局長）

都道府県知事 ㊟

草地畜産基盤整備事業の運用第〇の〇の規定に基づき、下記地区に係る草地畜産基

盤整備事業が完了たことを報告します。

[以下略]

盤整備事業が完了たことを報告します。

[以下略]

改 正 後	現 行
<p>別紙 1 - 2 (農地整備に係る取扱い)</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 事業の内容 [以下略]</p> <p>1 経営体育成型 (1) (略)</p> <p>(2) 区画整理事業によって形成されるほ場のうち原則としてその区画の面積が30アール <u>(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。))を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。))を含む。)</u>、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づく指定地域及び山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村において行うものにあつては、20アール)以上であるものの面積の合計が当該区画整理事業を行う面積のおおむね2/3以上であること。</p> <p>[以下略]</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 通作条件整備 (1) 事業の実施区域は、原則として<u>整備される農道の路線若しくは区間又は機能(以下「路線等」という。)</u>が都道府県道又は幹線市町村道の路線等と重複しない範囲において実施するものとし、運用第2の3の(1)のイ及び(2)のエに規定する保全対策型(以下この別紙においては「保全対策型」という。)を実施する場合には、農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法(平成17年法律第24号)に基づき農道として造成された路線(以下この別紙においては「既設の農道」という。)を対象とする。</p>	<p>別紙 1 - 2 (農地整備に係る取扱い)</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 事業の内容 [以下略]</p> <p>1 経営体育成型 (1) (略)</p> <p>(2) 区画整理事業によって形成されるほ場のうち原則としてその区画の面積が30アール <u>(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む、平成16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村(同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む。))を含む。)</u>、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づく指定地域及び山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村において行うものにあつては、20アール)以上であるものの面積の合計が当該区画整理事業を行う面積のおおむね2/3以上であること。</p> <p>[以下略]</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 通作条件整備 (1) 事業の実施区域は、原則として<u>都道府県道又は幹線市町村道の路線若しくは区間又は機能と整備される農道のそれとが</u>重複しない範囲において実施するものとし、運用第2の3の(1)のイ及び(2)のエに規定する保全対策型(以下この別紙においては「保全対策型」という。)を実施する場合には、農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法(平成17年法律第24号)に基づき農道として造成された路線(以下この別紙においては「既設の農道」という。)を対象とする。</p>

(2) (略)

第3～第10 (略)

(別記様式第1号)～(別記様式第14号) (略)

(別記様式第15号)

番 号
年 月 日

〇〇計画変更報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名

[以下略]

(別記様式第16号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名

遊休農地利用増進土地改良整備計画変更報告書

[以下略]

(別記様式第17号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名

達成状況報告書

[以下略]

(別記様式第18号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名

(2) (略)

第3～第10 (略)

(別記様式第1号)～(別記様式第14号) (略)

(別記様式第15号)

番 号
年 月 日

〇〇計画変更報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名 印

[以下略]

(別記様式第16号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名 印

遊休農地利用増進土地改良整備計画変更報告書

[以下略]

(別記様式第17号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名 印

達成状況報告書

[以下略]

(別記様式第18号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名 印

達成状況報告書

[以下略]

(別記様式第19号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名

達成状況報告書

[以下略]

(別記様式第20号)

番 号
年 月 日

耕作放棄地活用状況評価報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名

[以下略]

(別記様式第21号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名

基盤整備関連経営体育成等促進計画(又は農業農村活性化計画)達成状況報告書

[以下略]

(別記様式第22号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名

基盤整備関連経営体育成等促進計画達成状況報告書

達成状況報告書

[以下略]

(別記様式第19号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名 印

達成状況報告書

[以下略]

(別記様式第20号)

番 号
年 月 日

耕作放棄地活用状況評価報告書

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名 印

[以下略]

(別記様式第21号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名 印

印

基盤整備関連経営体育成等促進計画(又は農業農村活性化計画)達成状況報告書

[以下略]

(別記様式第22号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名 印

基盤整備関連経営体育成等促進計画達成状況報告書

<p>[以下略]</p> <p>(別記様式第23号)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 (北海道にあつては農林水産省農村振興局長)</p> <p style="text-align: right;"><u>都道府県知事名</u></p> <p style="text-align: center;">基盤整備関連経営体育成等促進計画達成状況報告書</p> <p>[以下略]</p>	<p>[以下略]</p> <p>(別記様式第23号)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 (北海道にあつては農林水産省農村振興局長)</p> <p style="text-align: right;"><u>都道府県知事名</u> 印</p> <p style="text-align: center;">基盤整備関連経営体育成等促進計画達成状況報告書</p> <p>[以下略]</p>
<p>(別記様式第24号)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">農地所有適格法人等経営状況評価報告書</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 (北海道にあつては農林水産省農村振興局長)</p> <p style="text-align: right;"><u>都道府県知事名</u></p> <p>[以下略]</p> <p>(別記様式第25号)～(別記様式第28号) (略)</p>	<p>(別記様式第24号)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">農地所有適格法人等経営状況評価報告書</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 (北海道にあつては農林水産省農村振興局長)</p> <p style="text-align: right;"><u>都道府県知事名</u> 印</p> <p>[以下略]</p> <p>(別記様式第25号)～(別記様式第28号) (略)</p>

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>別紙2（水利施設整備に係る運用）</p> <p>第1～第11（略）</p> <p>別記様式第1号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 （北海道にあつては、農林水産省農村振興局長）</p> <p style="text-align: right;"><u>都道府県知事名</u></p> <p style="text-align: center;">水利施設等整備事業（〇〇〇型）（又は農業水利施設保全合理化事業） 計画変更報告書</p> <p>[以下略]</p>	<p>別紙2（水利施設整備に係る運用）</p> <p>第1～第11（略）</p> <p>別記様式第1号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 （北海道にあつては、農林水産省農村振興局長）</p> <p style="text-align: right;"><u>都道府県知事名</u> <u>印</u></p> <p style="text-align: center;">水利施設等整備事業（〇〇〇型）（又は農業水利施設保全合理化事業） 計画変更報告書</p> <p>[以下略]</p>

(下線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>運用1（水利施設等整備事業）</p> <p>第1～第7（略）</p> <p>別記様式第1号～別記様式第13号（略）</p> <p>別記様式第14号 地域農業水利施設保全整備事業計画変更承認申請書 番号 年月日 都道府県知事 殿 <u>事業実施主体の代表者</u> [以下略]</p> <p>別記様式第15号 地域農業水利施設保全整備事業計画変更承認書 番号 年月日 事業実施主体の代表者 殿 <u>都道府県知事</u> [以下略]</p> <p>別記様式第16号～別記様式第17号（略）</p> <p>別記様式第18号 地域農業水利施設保全整備事業実施状況報告書 番号 年月日 都道府県知事 殿 農林水産省農村振興局長 殿 地方農政局長 <u>事業実施主体の代表者</u> <u>(都道府県知事)</u> [以下略]</p>	<p>運用1（水利施設等整備事業）</p> <p>第1～第7（略）</p> <p>別記様式第1号～別記様式第13号（略）</p> <p>別記様式第14号 地域農業水利施設保全整備事業計画変更承認申請書 番号 年月日 都道府県知事 殿 <u>事業実施主体の代表者</u> 印 [以下略]</p> <p>別記様式第15号 地域農業水利施設保全整備事業計画変更承認書 番号 年月日 事業実施主体の代表者 殿 <u>都道府県知事</u> 印 [以下略]</p> <p>別記様式第16号～別記様式第17号（略）</p> <p>別記様式第18号 地域農業水利施設保全整備事業実施状況報告書 番号 年月日 都道府県知事 殿 農林水産省農村振興局長 殿 地方農政局長 <u>事業実施主体の代表者</u> 印 <u>(都道府県知事)</u> 印 [以下略]</p>

改正後	現行
<p>運用2（水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型）</p> <p>第1 定義 本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>1 農地所有適格法人等 農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）及び特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）<u>並びに3の（1）のウに定める生産基盤整備事業等の完了までに農地所有適格法人又は特定農業法人となると見込まれる者</u>をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>2 経営等農用地 所有権、利用権（農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号の利用権をいう。以下同じ。）等の権原に基づき、又は農作業受託（4に定める基幹は場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農用地をいう。</p> <p>3 担い手 次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案（市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における営農<u>の</u>類型ごとの農業経営の指標等に勘案することをいう。）できるものとする。</p> <p>(1) 農業者（農地所有適格法人を含む。）の場合 認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）であること又は次に掲げる<u>全て</u>の要件を備えていること。 ア（略） イ その者が現に農業経営者として農業に従事している<u>又は</u>新規就農希望者（農業後継者を含む。）<u>若しくは</u>新たな分野の農業を始めようとする農業者であって、かつ、農業によって自立しようとする意欲と必要な知識及び技術を有すると認められること。</p> <p>ウ・エ（略） (2)（略） (3) 集落営農の場合 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法第23条第4項に定める特定農業団体をいう。）又は次に掲げる<u>全て</u>の要件を満たす組織であることが確実と見込まれること。 ア～エ（略） オ 市町村基本構想において定められた農用地利用改善事業（<u>農業経営基盤強化促進法第4条第3項第2号に規定する農用地利用改善事業をいう。</u>）の実施の単位として適当であると認められる区域の基準に適合する区域における農用地の利用の</p>	<p>運用2（水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型）</p> <p>第1 定義 本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>1 農地所有適格法人等 農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）及び特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>2 経営等農用地 所有権、利用権（農業経営基盤強化促進法第4条第4項第1号の利用権をいう。以下同じ。）等の権原に基づき、又は農作業受託（4に定める基幹は場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農用地をいう。</p> <p>3 担い手 次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案（市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における営農類型ごとの農業経営の指標等に勘案することをいう。）できるものとする。</p> <p>(1) 農業者（農地所有適格法人を含む。）の場合 認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）であること又は次に掲げる<u>すべて</u>の要件を備えていること。 ア（略） イ その者が現に農業経営者として農業に従事している<u>か、</u>新規就農希望者（農業後継者を含む。）<u>又は</u>新たな分野の農業を始めようとする農業者であって、かつ、農業によって自立しようとする意欲と必要な知識及び技術を有すると認められること。</p> <p>ウ・エ（略） (2)（略） (3) 集落営農の場合 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法第23条第4項に定める特定農業団体をいう。）又は次に掲げる<u>すべて</u>の要件を満たす組織であることが確実と見込まれること。 ア～エ（略） オ 市町村基本構想において定められた農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準に適合する区域における農用地の利用の集積の目標（計画策定日から起算して5年を経過する日前に、当該区域内の農用地の面積の</p>

集積の目標（計画策定日から起算して5年を経過する日前に、当該区域内の農用地の面積の3分の2以上（当該団体が、当該区域内の生産調整面積の過半について、主な基幹作業（水稻については、耕起・代かき、田植え及び稲刈り・脱穀、麦及び大豆については耕起・整地、播種及び収穫、その他の品目についてはこれらに準ずる農作業をいう。）の委託を受ける場合にあつては、2分の1以上）の利用の集積を行うことを内容とするものに限る。）が定められており、かつ、その達成が確実に見込まれるもの。

(4)～(6) (略)

4 (略)

5 中山間地域等 以下に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。

(1)～(4) (略)

(5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）

(6)～(9) (略)

第2 事業の内容

畑地帯総合整備型の内容は、次に掲げるものとする。

(削る。)

(削る。)

3分の2以上（当該団体が、当該区域内の生産調整面積の過半について、主な基幹作業（水稻については、耕起・代かき、田植え及び稲刈り・脱穀、麦及び大豆については耕起・整地、播種及び収穫、その他の品目についてはこれらに準ずる農作業をいう。）の委託を受ける場合にあつては、2分の1以上）の利用の集積を行うことを内容とするものに限る。）が定められており、かつ、その達成が確実に見込まれるもの。

(4)～(6) (略)

4 (略)

5 中山間地域等 以下に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。

(1)～(4) (略)

(5) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域と見なされる区域を含む。）

(6)～(9) (略)

第2 事業の内容

畑地帯総合整備型の内容は、次に掲げるものとする。

1 畑地帯担い手育成型

(1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)に掲げるもののうち1以上を実施するもの

(2) (1)の事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)、(6)、(7)及び(8)並びに別表の区分の欄の2から4までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち(1)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

2 畑地帯担い手支援型

(1) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)に掲げるもののうち1以上を実施するもの

(2) (1)の事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)、(6)、(7)及び(8)並びに別表の区分の欄の2及び3の事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち(1)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

1 畑地帯総合整備型

(1) 令第50条第4項に規定する畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画（以下「畑地帯集積促進整備計画」という。）に基づき事業を実施する場合（以下「担い手育成対策」という。）

ア 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)に掲げるもののうち1以上を実施するもの

イ アの事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)、(6)、(7)及び(8)並びに別表の区分の欄の2から4までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうちアの事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

(2) 令50条第1項第11号に基づく、畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画（以下「高度化整備計画」という。）により事業を実施する場合（以下「担い手支援対策」という。）

ア 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)に掲げるもののうち1以上を実施するもの

イ アの事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)、(6)、(7)及び(8)並びに別表の区分の欄の2及び3の事業の事業種類の欄に掲げる事業のうちアの事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

ウ 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)のうち畑地かんがいを目的とした農業用の用水施設について緊急に必要な補強工事のみを行う事業（以下「単独施設整備」という。）

エ 次に掲げる(ア)又は(イ)のいずれかを行う事業（以下「単独土層改良」という。）

(ア) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)及び(6)、別表の区分の欄の2の事業の事業種類の欄の(1)に掲げる事業並びにこれを補完するための生産基盤整

(3) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)のうち畑地かんがいを目的とした農業用の用水施設について緊急に必要な補強工事のみを行う事業（以下「単独施設整備」という。）

(4) 次に掲げるア又はイのいずれかを行う事業（以下「単独土層改良」という。）

ア 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)及び(6)、別表の区分の欄の2の事業の事業種類の欄の(1)に掲げる事業並びにこれを補完するための生産基盤整備事業の事業種類の欄の(8)に掲げる事業、別表の区分の欄の2の事業の事業種類の欄の(3)に掲げる事業、同表の区分の欄の3の事業の事業種類の欄の(4)に掲げる事業

イ 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(4)に掲げる事業のうち暗渠の新設若しくは変更と一体的に行われる同欄の(1)に掲げる事業のうち排水施設に係る事業を総合的に実施する事業

(5) 別表の区分の欄の3の事業の事業種類の欄の(8)に掲げる事業のみを行う事業（以下「単独営農用水」という。）

(新設)

備事業の事業種類の欄(8)に掲げる事業、同表の区分の欄2の事業の事業種類の欄(3)に掲げる事業、同表の区分の欄3の事業の事業種類の欄(4)に掲げる事業

(イ) 生産基盤整備事業の事業種類の欄(4)に掲げる事業のうち暗渠の新設若しくは変更と一体的に行われる同欄(1)に掲げる事業のうち排水施設に係る事業を総合的に実施する事業

オ 別表の区分の欄3の事業の事業種類の欄(8)に掲げる事業のみを行う事業(以下「単独営農用水」という。)

2 畑地帯総合整備中山間地域型

(1) 担い手育成対策

第2の1 (1) に掲げる事業を行うものであって、中山間地域等で実施するもの。

(2) 担い手支援対策

第2の1 (2) に掲げる事業を行うものであって、中山間地域等で実施するもの。

3 共通事項

(1) 営農環境整備事業

ア～エ (略)

オ 営農用水施設整備事業の実施に当たっては、受益戸数がおおむね3戸以上、かつ、末端の受益戸数が2戸以上であるものとする。また、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意する。

(2) (略)

第3 事業実施主体

畑地帯総合整備型及び畑地帯総合整備中山間地域型の事業実施主体は、次に定めるとおりとする。

(削る。)

(新設)

3 共通事項

(1) 営農環境整備事業

ア～エ (略)

オ 営農用水施設整備事業の実施に当たっては、受益戸数がおおむね10戸以上、かつ、末端の受益戸数が2戸以上であるものとする。また、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意する。

(2) (略)

第3 事業実施主体

畑地帯総合整備型の事業実施主体は、次に定めるとおりとする。

第4 事業の実施要件

畑地帯総合整備型に係る要綱第2の2の(2)の③の農村振興局長が別に定める実施要件とは、次に定めるとおりとする。

1 畑地帯担い手育成型

(1) 受益面積の合計が20ヘクタール(北海道にあっては100ヘクタール、奄美群島にあっては10ヘクタール、中山間地域等にあっては事業の申請時に担い手が1戸以上ある場合に限り10ヘクタール)以上であること。

ただし、樹園地にあっては、都道府県知事が、事業の難易度、地区の事情等を総合的に勘案し、畑地帯担い手育成型で実施することの妥当性について十分検討した結果、畑地帯担い手育成型で実施することがやむを得ないと判断したものについては、おおむね5ヘクタール以上の団地の合計が10ヘクタール以上であることとする(2の(1)において同じ。)

(2) 調査・調整事業を実施する場合にあっては、ア又はイのいずれかの要件を満た

すこと。

ア (ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たすこと。

(ア) 事業完了時に、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下「担い手農地利用集積率」という。）が次のとおり増加することが見込まれること。

① 事業採択時20%未満の場合にあつては、30%以上となること。

② 事業採択時20%以上50%未満の場合にあつては、10パーセントポイント以上増加すること。

③ 事業採択時50%以上55%未満の場合にあつては、60%以上となること。

④ 事業採択時55%以上90%未満の場合にあつては、5パーセントポイント以上増加すること。

⑤ 事業採択時90%以上95%未満の場合にあつては、95%以上となること。

⑥ 事業採択時95%以上の場合にあつては、これらの担い手への利用集積が図られていること。

(イ) 事業の完了時において、次のいずれかを満たすことが確実と見込まれること。

① 事業実施地区において、認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、当該地区に係る市町村、農業協同組合、農業委員会等の関係機関団体が協議して定める担い手の育成・確保に係る目標以上となること。

② 事業実施地区において、認定農業者数が事業開始時に比べ30%以上増加すること。

イ 担い手に農地所有適格法人を除く法人を位置づけた場合にあつては、当該法人に係る農地集積率が30%以上となること。

(3) 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合にあつては、活性化計画に定める目標年度において当該受益面積の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合（以下「中心経営体集積率」という。）が35%以上となることとする。

2 畑地帯担い手支援型

(1) 受益面積の合計がおおむね30ヘクタール（奄美群島にあつては、おおむね20ヘクタール）以上であること。

(2) 単独施設整備を行う場合にあつては、(1)に関わらず、次のすべての要件を満たすこと。

ア 国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業により造成された畑地かんがい
を目的とした農業用用水施設を対象とするものであること。

イ 受益面積がおおむね30ヘクタール（奄美群島にあつては、おおむね20ヘクタール）以上であつて、かつ、総事業費が3千5百万円以上であること。

ウ 次に定める地域のいずれかに該当する地域又はこれらの地域に該当することが確実と見込まれる地域（以下「畑作物の生産を振興すべき地域」という。）において行うものであること。

(ア) 野菜指定産地（野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)第4条第1項の規定に基づき指定された地域)

(イ) 果樹濃密生産団地（果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第2条の3第3項に規定する広域の濃密生産団地の計画的な形成に資するための計画が樹立された地域）

(ウ) 高能率生産団地（農業団地育成対策基本要綱（昭和47年5月29日付け47企第187号農林事務次官依命通知）に定める地域）であって畑作物が生産される地域

(エ) 寒冷地畑作振興地域（北海道寒冷地畑作営農改善資金金融通臨時措置法（昭和34年法律第91号）第2条第1項の規定により指定された地域）

(オ) 気象、土壌その他の自然条件が甘味資源作物の栽培に適すると認められる地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第19条第1項の規定により指定された地域）

(カ) 集約酪農地域（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号。以下「酪農肉用牛生産振興法」という。)第3条第1項の規定により指定された地域）であって畑作物が生産される地域

(キ) 活動火山周辺地域（活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第13条第1項の規定により指定された避難施設緊急整備地域若しくはその周辺の地域）であって畑作物が生産される地域

(ク) 輸入自由化等の影響を被る畑作物の産地としてかんきつ、りんご、ぶどう、パイナップル、もも、トマト、甘しょ、ばれいしょ、飼料作物、らっかせい、豆類、さとうきび、麦類、てんさい、こんにやく及びくわ（以下「特定畑作物」という。）のいずれかの作物を作付しており、次に掲げる要件のいずれかに該当する地域

① 事業実施地区に係る町村合併促進法（昭和28年法律第258号）施行以前の市町村の畑面積に対する特定畑作物の作付面積の割合が30パーセント以上又は特定畑作物の作付面積がおおむね300ヘクタール以上であること。

② 事業実施地区における農地面積に対する特定畑作物の作付面積の割合が50パーセント以上であること。

(3) 単独土層改良を行う場合にあっては、(1)にかかわらず、土層改良を必要とする地域の営農形態に即した畑地不良土層改良保全計画（以下「不良土層関連保全計画」という。）又は良品質麦安定供給強化対策実施要領について（平成10年9月2日付け10食糧第974号（企画）食糧庁長官通達）による承認に基づき果生産者団体が策定する良品質麦生産計画に即した良品質麦生産土層改良保全計画（以下「麦生産関連保全計画」という。）に即して策定される事業計画に基づき実施されるものであって、次のすべての要件を満たすこと。ただし、麦生産関連保全計画が策定されている地域（奄美諸島及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策地域を除く。）にあっては、次に掲げる要件のア及びエに該当するものであること。

ア 受益面積がおおむね30ヘクタール（奄美群島にあつては、おおむね20ヘクタール）以上であること。

イ 畑作物の生産を振興すべき地域において行うものであること。

ウ 以下のいずれかに該当する地域で実施すること。

(7) 泥炭土、重粘土、火山灰性土、ジャーガル、マーヅ等の不良土層地帯

(イ) 特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域

(ウ) 特定畑作物から他の畑作物への転換にあたり、特に必要と認められる地域

エ 営農上一定のまとまりを有する地域であつて、かつ、農道、農業用排水施設等の基幹施設がおおむね整備済みの地域であること。

オ 作物の生育、農作業の能率を著しく阻害する不良土層が受益面積のおおむね5割以上を占めること。

カ オの不良土層の基準は、旧土壤保全対策要綱（昭和46年7月9日付け46農政第2915号農林事務次官依命通知）に基づく地力保全基本調査（以下「地力調査」という。）における土壤生産力可能性等級のⅢ又はⅣ等級に相当するものに該当すること。なお、不良土層の分布状況の把握に当たつては、地力調査等土壤の性質に関する調査の結果を活用するものとし、このような調査が行われていない場合及び特に調査を必要とする場合にあつては、地力調査に準じて新たに土壤の調査を実施するものとする。

(4) 単独営農用水を行う場合にあつては、受益農家が20戸以上又は飼料生産基盤、乳牛、施設、農機具等の調達見込みからみて酪農肉用牛生産振興法第2条の3第1項の認定に係る酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画に定める酪農専業経営若しくは酪農畑作経営に相当する規模の経営を行うことが可能と認められる農家若しくは酪農経営農家以外の畜産経営農家の有する飼料作物の作付け面積の合計が150ヘクタール以上のものであつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するものであること。

ア 受益農家が酪農経営農家である場合にあつては、酪農肉用牛生産振興法第2条の4第1項の認定に係る酪農に関する事項をその内容とする市町村計画が樹立されている市町村の区域内にあること。

イ 受益農家が酪農経営農家以外である場合にあつては、酪農肉用牛生産振興法第2条の4第1項の認定に係る酪農に関する事項をその内容とする市町村計画が樹立されている市町村の区域、寒冷地畑作振興地域、野菜指定産地又は果樹濃密生産団地にあること。

（新設）

第4 採択要件

畑地帯総合整備型に係る要綱第2の2の(2)の③の農村振興局長が別に定める実施要件とは、次に定めるとおりとする。

1 畑地帯総合整備型

(1) 担い手育成対策

ア 受益面積の合計が20ヘクタール（北海道にあっては100ヘクタール、奄美群島にあっては10ヘクタール）以上であること。

ただし、樹園地にあっては、都道府県知事が、事業の難易度、地区の事情等を総合的に勘案し、担い手育成対策で実施することの妥当性について十分検討した結果、担い手育成対策で実施することがやむを得ないと判断したものについては、おおむね5ヘクタール以上の団地の合計が10ヘクタール以上であることとする（1の(2)のアにおいて同じ）。

イ 調査・調整事業を実施する場合にあっては、(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たすこと

(ア) ①又は②のいずれかの要件を満たすこと。

① 事業完了時に、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下「担い手農地利用集積率」という。）が次のとおり増加することが見込まれること。

(a) 事業採択時20%未満の場合にあっては、30%以上となること。

(b) 事業採択時20%以上50%未満の場合にあっては、10パーセントポイント以上増加すること。

(c) 事業採択時50%以上55%未満の場合にあっては、60%以上となること。

(d) 事業採択時55%以上90%未満の場合にあっては、5パーセントポイント以上増加すること。

(e) 事業採択時90%以上95%未満の場合にあっては、95%以上となること。

(f) 事業採択時95%以上の場合にあっては、これらの担い手への利用集積が図られていること。

② 事業の完了時において、次のいずれかを満たすことが確実に見込まれること。

(a) 事業実施地区において、認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、当該地区に係る市町村、農業協同組合、農業委員会等の関係機関団体が協議して定める担い手の育成・確保に係る目標以上となること。

(b) 事業実施地区において、認定農業者数が事業開始時に比べ30%以上増加すること

(イ) 担い手に農地所有適格法人を除く法人を位置付けた場合にあっては、当該法人に係る農地集積率が30%以上となること。

ウ 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合にあっては、活性化計画に定める目標年度において当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合（以下「中心経営体集積率」という。）が55%以上となること

(2) 担い手支援対策

ア 受益面積の合計がおおむね30ヘクタール（奄美群島にあっては、おおむね20ヘクタール）以上であること。

イ 単独施設整備を行う場合にあっては、(ア)に関わらず、次の全ての要件を満たすこと。

(ア) 国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業により造成された畑地かんがいを目的とした農業用水施設を対象とするものであること。

(イ) 受益面積がおおむね30ヘクタール（奄美群島にあっては、おおむね20ヘクタール）以上であって、かつ、総事業費が3千5百万円以上であること

(ウ) 次に定める地域のいずれかに該当する地域又はこれらの地域に該当することが確実と見込まれる地域（以下「畑作物の生産を振興すべき地域」という。）において行うものであること

① 野菜指定産地（野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第4条第1項の規定に基づき指定された地域）

② 果樹濃密生産団地（果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第2条の3第3項に規定する広域の濃密生産団地の計画的な形成に資するための計画が樹立された地域）

③ 高能率生産団地（農業団地育成対策基本要綱（昭和47年5月29日付け47企第187号農林事務次官依命通知）に定める地域）であって畑作物が生産される地域

④ 寒冷地畑作振興地域（北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法（昭和34年法律第91号）第2条第1項の規定により指定された地域）

⑤ 気象、土壌その他の自然条件が甘味資源作物の栽培に適すると認められる地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第19条第1項の規定により指定された地域）

⑥ 集約酪農地域（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号。以下「酪農肉用牛生産振興法」という。）第3条第1項の規定により指定された地域）であって畑作物が生産される地域

⑦ 活動火山周辺地域（活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第13条第1項の規定により指定された避難施設緊急整備地域若しくはその周辺の地域）であって畑作物が生産される地域

⑧ 輸入自由化等の影響を被る畑作物の産地としてかんきつ、りんご、ぶどう、パイナップル、もも、トマト、甘しょ、ばれいしょ、飼料作物、らっかせい、豆類、さとうきび、麦類、てんさい、こんにゃく及びくわ（以下「特定畑作物」という。）のいずれかの作物を作付しており、次に掲げる要件のいずれかに該当する地域

(a) 事業実施地区に係る町村合併促進法（昭和28年法律第258号）施行以前の市町村の畑面積に対する特定畑作物の作付け面積の割合が30パーセント以上又は特定畑作物の作付面積がおおむね300ヘクタール以上であること

(b) 事業実施地区における農地面積に対する特定畑作物の作付面積の割合が50パーセント以上であること

ウ 単独土層改良を行う場合にあっては、アにかかわらず、土層改良を必要とする地域の営農形態に即した畑地不良土層改良保全計画（以下「不良土層関連保全計画」という。）に即して策定される事業計画に基づき実施されるものであって、次の全ての要件を満たすこと。

(7) 受益面積がおおむね30ヘクタール（奄美群島にあっては、おおむね20ヘクタール）以上であること。

(イ) 畑作物の生産を振興すべき地域において行うものであること。

(ウ) 以下のいずれかに該当する地域で実施すること。

① 泥炭土、重粘土、火山灰性土、ジャーガル、マージ等の不良土層地帯

② 特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域

③ 特定畑作物から他の畑作物への転換にあたり、特に必要と認められる地域

(エ) 営農上一定のまとまりを有する地域であって、かつ、農道、農業用排水施設等の基幹施設がおおむね整備済みの地域であること。

(オ) 作物の生育、農作業の能率を著しく阻害する不良土層が受益面積のおおむね5割以上を占めること。

(カ) (オ)の不良土層の基準は、旧土壤保全対策要綱（昭和46年7月9日付け46農政第2915号農林事務次官依命通知）に基づく地力保全基本調査（以下「地力調査」という。）における土壤生産力可能性等級のⅢ又はⅣ等級に相当するものに該当すること。なお、不良土層の分布状況の把握に当たっては、地力調査等土壤の性質に関する調査の結果を活用するものとし、このような調査が行われていない場合及び特に調査を必要とする場合にあっては、地力調査に準じて新たに土壤の調査を実施するものとする。

エ 単独営農用水を行う場合にあっては、受益農家が7戸以上又は飼料生産基盤、乳牛、施設、農機具等の調達見込みからみて酪農肉用牛生産振興法第2条の3第1項の認定に係る酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画に定める酪農専業経営若しくは酪農畑作経営に相当する規模の経営を行うことが可能と認められる農家若しくは酪農経営農家以外の畜産経営農家の有する飼料作物の作付け面積の合計が150ヘクタール以上のものであって、次に掲げるいずれかの要件に該当するものであること。

(7) 受益農家が酪農経営農家である場合にあっては、酪農肉用牛生産振興法第2条の4第1項の認定に係る酪農に関する事項をその内容とする市町村計画が樹立されている市町村の区域内にあること。

(イ) 受益農家が酪農経営農家以外である場合にあっては、酪農肉用牛生産振興法第2条の4第1項の認定に係る酪農に関する事項をその内容とする市町村計画が樹立されている市町村の区域、寒冷地畑作振興地域、野菜指定産地又は果樹濃密生産団地にあること。

2 畑地帯総合整備中山間地域型

(新設)

(1) 担い手育成対策

受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上であること。ただし、事業の申請時に担い手が1戸以上あること。また、樹園地にあつては、都道府県知事が、事業の難易度、地区の事情等を総合的に勘案し、担い手育成対策で実施することの妥当性について十分検討した結果、担い手育成対策で実施することがやむを得ないと判断したものについては、おおむね5ヘクタール以上の団地の合計が10ヘクタール以上であることとする（2の（2）において同じ）。

その他の要件については、第4の1（1）に準ずるものとする。

(2) 担い手支援対策

受益面積の合計がおおむね30ヘクタール以上であること。

その他の要件については、第4の1（2）に準ずるものとする。

第5 計画の作成

畑地帯総合整備型の実施に当たって、次に掲げるものを実施する場合にあつては、必要な計画を作成するものとする。

(削る。)

第5 計画の作成

畑地帯総合整備型の実施に当たって、次に掲げるものを実施する場合にあつては、必要な計画を作成するものとする。

1 畑地帯担い手育成型

都道府県知事は、畑地帯担い手育成型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村から(2)の活性化計画の提出を受けた上で、令第50条第4項の畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画（以下「畑地帯集積促進整備計画」という。）を作成するものとする。

(1) 畑地帯集積促進整備計画

ア 令第50条第4項の農林水産大臣が定める基準とは、次のとおりとする。

(ア) 計画区域の現況を明らかにするとともに、その地域における担い手の見通し、事業の実施により行われる担い手の経営規模の拡大並びにこれを実現するために必要な農地流動化及び農作業の集積を明らかにする内容のものであること。

(イ) 事業の実施により、借地等を活用した担い手による連担的ほ場の形成等に向け、将来担い手の育成を図るため農用地の利用集積を一定要件以上図ることが明らかなものであること。

イ 畑地帯集積促進整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(ア) 農業構造改善目標

(イ) 担い手等の見通し

(ウ) 農地の流動化計画

(エ) 土地利用計画

(オ) 農業生産基盤整備計画

ウ 畑地帯集積促進整備計画の様式は、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領（平成15年4月1日付け14農振第2492号農林水産省農村振興局長通知）によるものとする。

(2) 活性化計画

ア 活性化計画は、市町村基本構想に基づき、市町村が策定するものとする。

イ 活性化計画は、地域の実情に応じ、担い手の確保や生産性の高い農業の確立を図るため、営農、農業生産基盤の整備、土地利用調整等の一体性を勘案し、1から数集落を対象とする。

ウ 活性化計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(ア) 農業構造再編の目標

市町村基本構想に沿って、集落における目標年度における農業就業人口、育成すべき経営体の姿、実現すべき農業構造の目標、生産性向上目標等について定める。

(イ) 農地の流動化計画

(ア)に基づき、所有権の移転、利用権設定、農作業受委託等目標年度までの農地流動化面積の目標を設定する。

(ウ) 土地利用計画

農業経営の規模拡大等を進めるとともに、良好な生産集落環境の施設等の整備に係る適切な土地利用を図るため、集落及び事業実施地区内の農地全体に係る土地利用計画を策定する。

(エ) 関連事業計画

農地流動化施策、生産の組織化・生産性向上等の生産対策に係る事業等の導入計画について策定する。

(オ) 推進体制整備計画

担い手に農地の利用集積を図るための推進体制の整備について、市町村段階及び集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容を策定する。

(カ) 農業生産基盤及び生産・集落環境の整備目標

農業生産基盤整備、営農環境整備等の整備目標を策定する。

(キ) その他必要な事項

(ウ) 市町村は、活性化計画の策定にあたり、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農用地利用改善団体その他農業団体等の意見を聴くものとし、関係者の合意に基づき作成するものとする。

エ 市町村は、活性化計画を策定するに当たっては、必要に応じて次に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。

(ア) 計画策定委員会の設置

市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代表、学識経験者等からなる計画策定委員会を設置する。

(イ) 集落懇談会の開催

(ウ) その他必要な活動

(3) 農業経営高度化計画

農業経営高度化支援事業を行うときは、事業実施主体は、別記様式第1号により

(削る。)

農業経営高度化計画を作成するものとする。

2 畑地帯担い手支援型

都道府県知事は、畑地帯担い手支援型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村から(2)に定める畑地帯営農促進基本計画（以下「基本計画」という。）を受けた上で、令50条第1項第11号の畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画（以下「高度化整備計画」をいう。）を作成するものとする。ただし、単独営農用水を行う場合にあつては、この限りではない。

(1) 高度化整備計画

ア 令50条第1項第11号の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

(ア) 計画区域の現況を明らかにするとともに、担い手の見通し、当該区域における農業経営の改善目標及びこれを実現するために必要な生産基盤の整備等が明らかであること。

(イ) 受益農家戸数に占める担い手の割合又は事業の受益面積に占める担い手の経営面積の割合が10パーセント以上である地域において定められる計画であること。

(ウ) 受益面積のうち3戸以上が担い手であること（ただし、農業経営基盤強化促進法第12条の規定に基づく市町村の認定を受けた農地所有適格法人等生産者組織にあつては、1経営体以上とする。）。

(エ) 事業の実施地区に占める畑作物の生産を営む区域の割合が相当程度以上あること。

イ 高度化整備計画の作成にあつては、基本計画と整合を図るものとする。

ウ 高度化整備計画の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

(2) 基本計画

ア 基本計画は、市町村基本構想に基づき市町村が策定するものとする。

イ 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(ア) 農業構造の目標

(イ) 土地利用計画

(ウ) 農業生産基盤の整備目標

(エ) 基盤整備等事業計画

(オ) 推進体制

(カ) その他必要な事項

ウ 市町村は、基本計画の策定に当たり、農業委員会、土地改良区、農業協同組合等の意見を聴くものとし、関係者の合意に基づき作成するものとする。

エ 基本計画の様式は別記様式第3号によるものとする。

(3) 市町村は、畑地帯担い手支援型において、単独土層改良を行うときは、次に定める要件を満たす保全計画（不良土層関連保全計画又は麦生産関連保全計画をいう。以下同じ。）を作成するものとする。

ア 保全計画においては、地域の営農の状況、農業生産基盤の整備の状況、土層構

造の状況、有機資材等の地域資源需給状況等を踏まえ、高生産性畑作農業を展開するために必要な輪作体系の確立や新規作物導入等のための作付計画、地域資源の需給計画、中長期的に良好な土層構造を持続するための管理計画及び土層改良の基本方向並びにこのために必要な推進・支援体制等を地域の実情に応じて定めるものとする。

イ 市町村は、保全計画の策定に当たり、必要に応じて、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、畜産団体、農業試験研究機関その他関係団体の意見を聴くものとし、計画区域内に存する農業者以外の者も含めた合意形成及び推進・支援体制づくりが確実となるよう努めるものとする。

ウ 不良土層改良保全計画及び麦生産関連保全計画の様式は、それぞれ別記様式第4号及び別記様式第5号によるものとする。

(4) 単独施設整備及び単独土層改良に係る事業計画概要書の様式は、それぞれ別記様式第6号及び別記様式第7号によるものとする。

(5) 別紙2の第10の5にかかわらず、単独施設整備の事業計画概要書及び土地改良事業計画書の様式については、その性格にかんがみ、別記様式第8号及び別記様式第9号により作成するものとする。

(新設)

1 畑地帯総合整備型

(1) 担い手育成対策

都道府県知事は、担い手育成対策を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村からイの活性化計画の提出を受けた上で、畑地帯集積促進整備計画を作成するものとする。

ア 畑地帯集積促進整備計画

(7) 令第50条第4項の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

① 計画区域の現況を明らかにするとともに、その地域における担い手の見通し、事業の実施により行われる担い手の経営規模の拡大並びにこれを実現するために必要な農地流動化及び農作業の集積を明らかにする内容のものであること。

② 事業の実施により、借地等を活用した担い手による連担的ほ場の形成等に向け、将来担い手の育成を図るため農用地の利用集積を一定要件以上図ることが明らかなものであること。

(イ) 畑地帯集積促進整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

① 農業構造改善目標

② 担い手等の見通し

③ 農地の流動化計画

④ 土地利用計画

⑤ 農業生産基盤整備計画

(ウ) 畑地帯集積促進整備計画の様式は、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領（平成15年4月1日付け14農振第2492号農林水産省農村振興局長通知）によるものとする。

イ 活性化計画

(7) 活性化計画は、市町村基本構想に基づき、市町村が策定するものとする。

(イ) 活性化計画は、地域の実情に応じ、担い手の確保や生産性の高い農業の確立を図るため、営農、農業生産基盤の整備、土地利用調整等の一体性を勘案し、1から数集落を対象とする。

(ウ) 活性化計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

① 農業構造再編の目標

市町村基本構想に沿って、集落における目標年度における農業就業人口、育成すべき経営体の姿、実現すべき農業構造の目標、生産性向上目標等について定める。

② 農地の流動化計画

①に基づき、所有権の移転、利用権設定、農作業受委託等目標年度までの農地流動化面積の目標を設定する。

③ 土地利用計画

農業経営の規模拡大等を進めるとともに、良好な生産集落環境の施設等の整備に係る適切な土地利用を図るため、集落及び事業実施地区内の農地全体に係る土地利用計画を策定する。

④ 関連事業計画

農地流動化施策、生産の組織化・生産性向上等の生産対策に係る事業等の導入計画について策定する。

⑤ 推進体制整備計画

担い手に農地の利用集積を図るための推進体制の整備について、市町村段階及び集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容を策定する。

⑥ 農業生産基盤及び生産・集落環境の整備目標

農業生産基盤整備、営農環境整備等の整備目標を策定する。

⑦ その他必要な事項

⑧ 市町村は、活性化計画の策定にあたり、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農用地利用改善団体その他農業団体等の意見を聴くものとし、関係者の合意に基づき作成するものとする

(エ) 市町村は、活性化計画を策定するに当たっては、必要に応じて次に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。

① 計画策定委員会の設置

市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代表、学識経験者等からなる計画策定委員会を設置する

② 集落懇談会の開催

③ その他必要な活動

ウ 農業経営高度化計画

農業経営高度化支援事業を行うときは、事業実施主体は、別記様式第1号により農業経営高度化計画を作成するものとする。

(2) 担い手支援対策

都道府県知事は、担い手支援対策を実施しようとするときは、次に定めるところにより、市町村からイに定める畑地帯営農促進基本計画（以下「基本計画」という。）を受けた上で、高度化整備計画を作成するものとする。ただし、単独営農用水を行う場合にあっては、この限りではない。

ア 高度化整備計画

(7) 令第50条第1項第11号の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

- ① 計画区域の現況を明らかにするとともに、担い手の見通し、当該区域における農業経営の改善目標及びこれを実現するために必要な生産基盤の整備等が明らかであること。
- ② 受益農家戸数に占める担い手の割合又は事業の受益面積に占める担い手の経営面積の割合が10パーセント以上である地域において定められる計画であること。
- ③ 受益面積のうち3戸以上が担い手であること（ただし、農業経営基盤強化促進法第12条の規定に基づく市町村の認定を受けた農地所有適格法人等生産者組織にあっては、1経営体以上とする。）。
- ④ 事業の実施地区に占める畑作物の生産を営む区域の割合が相当程度以上あること。

(4) 高度化整備計画の作成に当たっては、基本計画と整合を図るものとする。

(5) 高度化整備計画の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

イ 基本計画

(7) 基本計画は、市町村基本構想に基づき市町村が策定するものとする。

(4) 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 農業構造の目標
- ② 土地利用計画
- ③ 農業生産基盤の整備目標
- ④ 基盤整備等事業計画
- ⑤ 推進体制
- ⑥ その他必要な事項

(5) 市町村は、基本計画の策定に当たり、農業委員会、土地改良区、農業協同組合等の意見を聴くものとし、関係者の合意に基づき作成するものとする。

(6) 基本計画の様式は、別記様式第3号によるものとする。

ウ 市町村は、担い手支援対策において、単独土層改良を行うときは、次に定める要件を満たす不良土層関連保全計画（以下「保全計画」という。）を作成するも

のとする。

(7) 不良土層関連保全計画においては、地域の営農の状況、農業生産基盤の整備の状況、土層構造の状況、有機資材等の地域資源需給状況等を踏まえ、高生産性畑作農業を展開するために必要な輪作体系の確立や新規作物導入等のための作付計画、地域資源の需給計画、中長期的に良好な土層構造を持続するための管理計画及び土層改良の基本方向並びにこのために必要な推進・支援体制等を地域の实情に応じて定めるものとする。

(イ) 市町村は、不良土層関連保全計画の策定に当たり、必要に応じて、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、畜産団体、農業試験研究機関その他関係団体の意見を聴くものとし、計画区域内に存する農業者以外の者も含めた合意形成及び推進・支援体制づくりが確実となるよう努めるものとする。

(ウ) 不良土層関連保全計画の様式は、別記様式第4号によるものとする。

エ 単独施設整備、単独土層改良及び単独営農用水に係る事業計画概要書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

2 畑地帯総合整備中山間地域型

(1) 担い手育成対策

第5の1(1)に準ずるものとする。

(2) 担い手支援対策

第5の1(2)に準ずるものとする。

3 共通事項 (略)

第6 計画の変更等

次に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。

1 都道府県知事は、畑地帯総合整備型(担い手育成対策)及び畑地帯総合整備中山間地域型(担い手育成対策)において、第5の1の(1)のイに定める活性化計画の変更があった場合には、その内容を踏まえて畑地帯集積促進整備計画(農業経営高度化支援事業を行う場合にあつては、農業経営高度化計画を含む。)の変更を行うとともに、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

2 都道府県知事は、畑地帯総合整備事業(担い手支援対策)及び畑地帯総合整備中山間地域型(担い手支援対策)(単独土層改良及び単独営農用水を除く。)において、以下に掲げるいずれかの理由により第5の1の(2)のイに定める基本計画の変更があった場合には、その内容を踏まえて高度化整備計画の変更を行うとともに、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

(1)～(4) (略)

第7 事業の達成状況報告

畑地帯総合整備型に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

1 都道府県知事は、畑地帯総合整備型(担い手育成対策)及び畑地帯総合整備中山

(新設)

3 共通事項 (略)

第6 計画の変更等

次に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。

1 都道府県知事は、畑地帯担い手育成型において、3に定める活性化計画の変更があった場合には、その内容を踏まえて畑地帯集積促進整備計画(農業経営高度化支援事業を行う場合にあつては、農業経営高度化計画を含む。)の変更を行うとともに、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

2 都道府県知事は、畑地帯担い手支援型(単独土層改良及び単独営農用水を除く。)において、以下に掲げるいずれかの理由により基本計画の変更があった場合には、その内容を踏まえて高度化整備計画の変更を行うとともに、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を報告するものとする。

(1)～(4) (略)

第7 事業の達成状況報告

畑地帯総合整備型に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

1 都道府県知事は、畑地帯担い手育成型(農業経営高度化支援事業を実施する場合

間地域型（担い手育成対策）（農業経営高度化支援事業を実施する場合に限る。）においては、生産基盤整備事業等の完了年度の3月末日までに、別記様式第6号により行うものとする。

- 2 都道府県知事は、畑地帯総合整備型（担い手支援対策）及び畑地帯総合整備中山間地域型（担い手支援対策）の実施に伴う活性化計画及び農業経営高度化計画の達成状況について、生産基盤整備事業等に着手した年度から目標年度までの毎年度その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第7号により地方農政局長等に報告するものとする。

第8 助成（略）

第9 その他

1・2（略）

3 令和2年度以前に採択された地区で令和3年度以降も実施する地区のうち、「畑地帯総合整備中山間地域型」の要件に合致する地区については、「畑地帯総合整備中山間地域型」として第5に定める計画の提出が行われたものとみなす。

別表（略）

別記様式第1号

農業経営高度化計画

1（略）

2 高度化支援事業の概要

(1) 全体計画

(略)

注1～注2（略）

注3：国営かん排事業（農地集積促進型）にあつては、「総事業費」は、①農業用水の再編に伴い、施設規模の再編を行うもの、又は②末端施設まで一貫してパイプライン化等が可能になるものに係る事業費について記入する。

(2)（略）

別記様式第2号～別記様式第4号（略）

（削る。）

に限る。）においては、生産基盤整備事業等の完了年度の3月末日までに、別記様式第10号により行うものとする。

- 2 都道府県知事は、畑地帯担い手育成型の実施に伴う活性化計画及び農業経営高度化計画の達成状況について、生産基盤整備事業等に着手した年度から目標年度までの毎年度その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第11号により地方農政局長等に報告するものとする。

第8 助成（略）

第9 その他

1・2（略）

（新設）

別表（略）

別記様式第1号

農業経営高度化計画

1（略）

2 高度化支援事業の概要

(1) 全体計画

(略)

注1～注2（略）

（新設）

(2)（略）

別記様式第2号～別記様式第4号（略）

別記様式第5号～別記様式第9号（略）

畑地帯総合整備型（畑地帯総合整備中山間地域型）単独整備 事業計画概要書

都道府県名	事業実施主体	地区名	受益面積	所在地	
事業種類	単独施設整備、単独上層改良、単独営農用水のいずれかを記載。				
地域の概況及び現況	整備の対象となる施設の状態並びに整備の必要性について記載する。				
目的	事業の目的を簡潔に記載する。				
整備計画	整備の内容について記載する。				
対象施設概要	名称	主要諸元	受益面積	基本事業計画	
	畑かん施設	構造（形式）、規模（延長）、数量等	ha	造成事業	造成工事費 千円
	〇〇機場	形式、尖鋭角、揚水量、原動機、基礎等		年度～	
	〇〇幹線水路	形式、延長、流量、流速、附帯工等			
	〇〇ダム	形式、堤高、堤長、堤体構造、有効貯水量、計画洪水量、余水吐形式、取水設備形式等			
	〇〇堰首工	形式、堤高、堤長、取水量、計測洪水量、基礎、護床工形式、附帯設備等			
	営農用水施設	構造（形式）、流量、流速、附帯工、規模、数量等			
施設整備計画	施設名	整備内容（整備の規模、工法等について記載する。）		事業費 （千円）	予定工期 （〇年度～〇年度）
	畑かん施設				
	〇〇機場				
	〇〇幹線水路				
	〇〇ダム				
	〇〇堰首工				
営農用水施設					
効果	事業の実行によって生ずる効果について記述する。				
図面等	1 一般計画平面図（5万分の1地形図） 2 主要対策工事区画 3 基本事業概要図				

(3) 防風林

区分	項目	幅 (m)	延長 (m)	面積 (ha)	樹種	植栽本数 (本)	備考

(4) 侵食防止工

名称	項目	構造	数量	備考

4. 堆肥整の整備

(1) 経営の目標

現況営農体系	計画営農体系	現況施設	施設の必要性	肥料管理方法	堆肥の必要性				
					対象作物	面積	ha当り敷布量	肥料料の手当	備考

(2) 施設

均等	対象面積	規模決定根拠	規模	構造	施設の利用・管理方法	備考

5. 農業集落環境管理施設

施設の種別・名称	施設の目的・内容・数量	規模・数量・構造等決定根拠	管理者及び管理方法	備考

別記様式第6号

番号
年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては、北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名

畑地帯総合整備型 (又は畑地帯総合整備中山間地域型) (担い手育成対策)
達成状況報告書

畑地帯総合整備型に係る別紙2の第7の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。
記

1～3 (略)

別記様式第7号

番号

別記様式第10号

番号
年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては、北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名 印

畑地帯総合整備型 (畑地帯担い手育成型) 達成状況報告書

畑地帯総合整備型に係る別紙2の第7の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。
記

1～3 (略)

別記様式第11号

番号

年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては、北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名

農業農村活性化計画達成状況報告書

畑地帯総合整備型(畑地帯総合整備中山間地域型)に係る別紙2の第7の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1・2 (略)

年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあつては、北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長)

都道府県知事名 印

農業農村活性化計画達成状況報告書

畑地帯総合整備型に係る別紙2の第7の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1・2 (略)

(下線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>運用3（農業水利施設保全合理化事業）</p> <p>第1～第8（略）</p> <p>（別記様式第1号）～（別記様式第9号）（略）</p> <p>（別記様式第10号）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>北海道にあっては、北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長 農林水産省〇〇農政局長 殿 <u>都道府県知事名</u></p> <p style="text-align: center;">農業水利施設等整備事業達成状況報告書</p> <p>[以下略]</p>	<p>運用3（農業水利施設保全合理化事業）</p> <p>第1～第8（略）</p> <p>（別記様式第1号）～（別記様式第9号）（略）</p> <p>（別記様式第10号）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>北海道にあっては、北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長 農林水産省〇〇農政局長 殿 <u>都道府県知事名</u> 印</p> <p style="text-align: center;">農業水利施設等整備事業達成状況報告書</p> <p>[以下略]</p>
<p>（別記様式第11号）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 （北海道にあっては、北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長） <u>都道府県知事名</u></p> <p style="text-align: center;">令和〇〇年度 水利用調整事業達成状況報告書</p> <p>[以下略]</p>	<p>（別記様式第11号）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿 （北海道にあっては、北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長） <u>都道府県知事名</u> 印</p> <p style="text-align: center;">令和〇〇年度 水利用調整事業達成状況報告書</p> <p>[以下略]</p>
<p>（別記様式第12号）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>（都道府県知事經由） 農林水産省〇〇農政局長 殿 （北海道にあっては、農林水産省農村振興局長） <u>〇〇土地改良区理事長 名</u> <u>〇〇市町村長 名</u></p> <p style="text-align: center;">水利用高度化推進事業達成状況報告書</p> <p>[以下略]</p>	<p>（別記様式第12号）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>（都道府県知事經由） 農林水産省〇〇農政局長 殿 （北海道にあっては、農林水産省農村振興局長） <u>〇〇土地改良区理事長 名</u> <u>〇〇市町村長 名</u> 印</p> <p style="text-align: center;">水利用高度化推進事業達成状況報告書</p> <p>[以下略]</p>

(別記様式第13号)

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

(北海道にあつては、農林水産省農村振興局長)

〇〇都道府県知事名
〇〇市町村長名
〇〇土地改良区理事長名

水利用高度化推進事業達成状況報告書

[以下略]

(別記様式第14号)

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

(北海道にあつては、農林水産省農村振興局長)

〇〇都道府県知事名
〇〇市町村長名
〇〇土地改良区理事長名

管理省力化施設整備事業達成状況報告書

[以下略]

(別記様式第15号)

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

(北海道にあつては、農林水産省農村振興局長)

〇〇都道府県知事名
〇〇市町村長名
〇〇土地改良区理事長名

機能保全計画策定事業達成状況報告書

[以下略]

(別記様式第13号)

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

(北海道にあつては、農林水産省農村振興局長)

〇〇都道府県知事名
〇〇市町村長名 印
〇〇土地改良区理事長名

水利用高度化推進事業達成状況報告書

[以下略]

(別記様式第14号)

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

(北海道にあつては、農林水産省農村振興局長)

〇〇都道府県知事名
〇〇市町村長名 印
〇〇土地改良区理事長名

管理省力化施設整備事業達成状況報告書

[以下略]

(別記様式第15号)

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

(北海道にあつては、農林水産省農村振興局長)

〇〇都道府県知事名
〇〇市町村長名 印
〇〇土地改良区理事長名

機能保全計画策定事業達成状況報告書

[以下略]

改正後	現行
<p>別紙 3-1 (農地防災に係る運用)</p> <p>運用 1 (農地防災事業)</p> <p>第 1・第 2 (略)</p> <p>第 3 事業計画の変更</p> <p>1 (略)</p> <p>2 団体営事業の事業実施主体は、土地改良法に基づき実施する団体営事業の事業計画について、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事業費であって告示第 <u>2</u> 号に規定されているものについての変更</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第 4～第 7 (略)</p> <p>運用 1 別紙 1</p> <p>I. 防災ダム事業 (略)</p> <p>II. ため池等整備事業</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) ため池整備工事</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>a アと併せ行うため池の保全及び利活用上必要な施設の新設又は変更並びに過疎地域 (<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和 3 年法律第 19 号。以下「過疎法」という。)</u> 第 2 条第 1 項 (同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)) に規定する過疎地域 (同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項 (これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項 (同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。))、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村 (同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)) を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村 (同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)) を含む。)、振興山村及び半島振興地域 (半島振興法 (昭和 60 年法律第 63 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。)) において行う地域の活性化を図る施設 (以下この運用 1 別紙において「地域活性化</p>	<p>別紙 3-1 (農地防災に係る運用)</p> <p>運用 1 (農地防災事業)</p> <p>第 1・第 2 (略)</p> <p>第 3 事業計画の変更</p> <p>1 (略)</p> <p>2 団体営事業の事業実施主体は、土地改良法に基づき実施する団体営事業の事業計画について、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事業費であって告示第 <u>3</u> 号に規定されているものについての変更</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第 4～第 7 (略)</p> <p>運用 1 別紙 1</p> <p>I. 防災ダム事業 (略)</p> <p>II. ため池等整備事業</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) ため池整備工事</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>a アと併せ行うため池の保全及び利活用上必要な施設の新設又は変更並びに過疎地域 (<u>過疎地域自立促進特別措置法 (平成 12 年法律第 15 号) 第 2 条第 1 項に規定する過疎地域 (同法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成 12 年度から 16 年度までの間に限り、同法附則第 5 条第 1 項に規定する特定市町村 (同法附則第 6 条又は第 7 条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む。))</u>) 振興山村及び半島振興地域 (半島振興法 (昭和 60 年法律第 63 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。)) において行う地域の活性化を図る施設 (以下この運用 1 別紙において「地域活性化施設」という。)) のための用地造成又は整備</p>

化施設」という。)のための用地造成又は整備

b～d (略)

(2)～(10) (略)

2・3 (略)

Ⅲ～Ⅻ (略)

運用1別紙1別表第1 (略)

運用1別紙2 (略)

運用1別紙2別記1 (略)

運用1別紙2別記2 (第6関係)

1 共通事項

(1)～(4) (略)

(5) (略)

ア (略)

(ア) 過疎法第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域

(イ)～(カ) (略)

イ・ウ (略)

2 (略)

3 環境・利活用対策

(1)～(2) (略)

(3) (略)

ア (略)

イ (略)

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 市町村が実施主体となって、過疎法第8条に規定する過疎地域持続的発展市町村計画等において定められた集落移転の事業に必要な移転用地(跡地も含む。)

(エ)・(オ) (略)

4 (略)

運用1別紙3～運用1別紙4 (略)

運用1別紙5 (農村災害対策整備事業)

第1～第4 (略)

第5 (略)

1 (略)

2 (略)

(1) 県営事業

ア～イ (略)

ウ (略)

b～d (略)

(2)～(10) (略)

2・3 (略)

Ⅲ～Ⅻ (略)

運用1別紙1別表第1 (略)

運用1別紙2 (略)

運用1別紙2別記1 (略)

運用1別紙2別記2 (第6関係)

1 共通事項

(1)～(4) (略)

(5) (略)

ア (略)

(ア) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域

(イ)～(カ) (略)

イ・ウ (略)

2 (略)

3 環境・利活用対策

(1)～(2) (略)

(3) (略)

ア (略)

イ (略)

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 市町村が実施主体となって、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条に規定する過疎地域自立促進計画等において定められた集落移転の事業に必要な移転用地(跡地も含む。)

(エ)・(オ) (略)

4 (略)

運用1別紙3～運用1別紙4 (略)

運用1別紙5 (農村災害対策整備事業)

第1～第4 (略)

第5 (略)

1 (略)

2 (略)

(1) 県営事業

ア～イ (略)

ウ (略)

(ア) (略)

a 過疎法第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域

b～f (略)

(イ)・(ウ) (略)

エ・オ (略)

(2) (略)

第6 (略)

1 (略)

(1)～(2) (略)

(3) 事業費であって告示第2号に規定されているものについての変更

2～3 (略)

第7 (略)

運用1別紙5別表1 (略)

運用1別紙5別記様式第1号～運用1別紙5別記様式第2号 (略)

運用1別紙6(ため池群整備事業)

第1・第2 (略)

第3 (略)

1・2 (略)

3 (略)

(1) (略)

ア 過疎法第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)

イ～カ (略)

(2) (略)

第4・第5 (略)

運用1別紙7・運用1別紙7別記様式 (略)

運用2(水質保全対策事業)

第1 (略)

第2 事業の実施等

1～3 (略)

4 事業計画の変更

(1)事業計画の重要な部分の変更は、次に掲げる場合とする。

ア・イ (略)

(ア) (略)

a 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域

b～f (略)

(イ)・(ウ) (略)

エ・オ (略)

(2) (略)

第6 (略)

1 (略)

(1)～(2) (略)

(3) 事業費にあって告示第三号に規定されているものについての変更

2～3 (略)

第7 (略)

運用1別紙5別表1 (略)

運用1別紙5別記様式第1号～運用1別紙5別記様式第2号 (略)

運用1別紙6(ため池群整備事業)

第1・第2 (略)

第3 (略)

1・2 (略)

3 (略)

(1) (略)

ア 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)

イ～カ (略)

(2) (略)

第4・第5 (略)

運用1別紙7・運用1別紙7別記様式 (略)

運用2(水質保全対策事業)

第1 (略)

第2 事業の実施等

1～3 (略)

4 事業計画の変更

(1)事業計画の重要な部分の変更は、次に掲げる場合とする。

ア・イ (略)

ウ (略)

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 事業費であって告示第二号に規定されているものについての変更

(2) (略)

第3～第6 (略)

ウ (略)

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 事業費であって告示第三号に規定されているものについての変更

(2) (略)

第3～第6 (略)

改 正 後	現 行
<p>別紙 3 - 2 (農地防災に係る取扱い)</p> <p>第 1 ・ 第 2 (略)</p> <p>第 3 ため池等整備事業</p> <p>(1) ~ (9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(7) <u>過疎法第 2 条第 1 項 (同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u> に規定する過疎地域 (同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項 (これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項 (同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。)、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村 (同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)) を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村 (同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)) を含む。</p> <p>(イ) ~ (オ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(11) ~ (45) (略)</p> <p>第 4 ~ 第 8 (略)</p> <p>取扱別紙 1 ・ 取扱別紙 2 (略)</p>	<p>別紙 3 - 2 (農地防災に係る取扱い)</p> <p>第 1 ・ 第 2 (略)</p> <p>第 3 ため池等整備事業</p> <p>(1) ~ (9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(7) <u>過疎地域自立促進特別措置法 (平成 12 年法律第 15 号) 第 2 条第 1 項に規定する過疎地域 (同法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成 12 年度から 16 年度までの間に限り、同法附則第 5 条第 1 項に規定する特定市町村 (同法附則第 6 条又は第 7 条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む)) を含む。以下同じ。)</u></p> <p>(イ) ~ (オ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(11) ~ (45) (略)</p> <p>第 4 ~ 第 8 (略)</p> <p>取扱別紙 1 ・ 取扱別紙 2 (略)</p>

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>別紙４－１（農村整備に係る運用） 運用３（畜産環境総合整備事業）</p> <p>第１～第１７ （略）</p> <p>別記様式１ 畜産環境総合整備事業実施地区選定申請書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;"><u>市町村長</u></p> <p>令和〇〇年度畜産環境総合整備事業（〇〇事業）実施地区として下記地区を選定されたく、別紙書類（事業参加資格者からの申請書の写し）を添えて畜産環境総合整備事業の運用の第７の２の(1)のアの規定に基づき申請します。 [以下略]</p> <p>別記様式２ 畜産環境総合整備事業参加申出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 住 所 <u>氏 名</u></p> <p>〇〇地区畜産環境総合整備事業（〇〇事業）に関する事業に参加したいので、畜産環境総合整備事業の運用第７の２の(1)のアの規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申し出ます。 [以下略]</p> <p>別記様式３・別記様式４ （略）</p> <p>別記様式５ 事業実施計画変更手続報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号</p>	<p>別紙４－１（農村整備に係る運用） 運用３（畜産環境総合整備事業）</p> <p>第１～第１７ （略）</p> <p>別記様式１ 畜産環境総合整備事業実施地区選定申請書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;"><u>市町村長</u> 印</p> <p>令和〇〇年度畜産環境総合整備事業（〇〇事業）実施地区として下記地区を選定されたく、別紙書類（事業参加資格者からの申請書の写し）を添えて畜産環境総合整備事業の運用の第７の２の(1)のアの規定に基づき申請します。 [以下略]</p> <p>別記様式２ 畜産環境総合整備事業参加申出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 住 所 <u>氏 名</u> 印</p> <p>〇〇地区畜産環境総合整備事業（〇〇事業）に関する事業に参加したいので、畜産環境総合整備事業の運用第７の２の(1)のアの規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申し出ます。 [以下略]</p> <p>別記様式３・別記様式４ （略）</p> <p>別記様式５ 事業実施計画変更手続報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号</p>

年月日

地方農政局長
〔北海道にあっては国土交通省北海道開発局長
を經由して農林水産省生産局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

都道府県知事

畜産環境総合整備事業（〇〇事業）△△地区の事業計画について、畜産環境総合整備事業の運用第10の2の規定に基づき、下記のとおり変更したので報告します。

[以下略]

別記様式6

畜産環境総合整備事業完了報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長
〔北海道にあっては農林水産省生産局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

都道府県知事

畜産環境総合整備事業の運用第11の1の規定に基づき、下記地区に係る畜産環境総合整備事業（〇〇事業）が完了したことを報告します。

[以下略]

年月日

地方農政局長
〔北海道にあっては国土交通省北海道開発局長
を經由して農林水産省生産局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

都道府県知事 印

畜産環境総合整備事業（〇〇事業）△△地区の事業計画について、畜産環境総合整備事業の運用第10の2の規定に基づき、下記のとおり変更したので報告します。

[以下略]

別記様式6

畜産環境総合整備事業完了報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長
〔北海道にあっては農林水産省生産局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

都道府県知事 印

畜産環境総合整備事業の運用第11の1の規定に基づき、下記地区に係る畜産環境総合整備事業（〇〇事業）が完了したことを報告します。

[以下略]

改正後	現行
<p>運用4（農道整備事業）</p> <p>第1 事業内容</p> <p>1 対象地区</p> <p>(1) 本事業は、原則として<u>整備される農道の路線若しくは区間又は機能（以下「路線等」という。）が都道府県道又は幹線市町村道の路線等と重複しない範囲</u>において実施するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 事業メニュー</p> <p>(1) 農道整備事業 ア～ウ (略)</p> <p>エ 農道保全対策事業</p> <p>既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図るほか、緊急対策を行うものであって次のとおりとする。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 都道府県知事は、第1の3の(1)のエの(ア)の事業を実施した場合には、施設の点検診断結果及びこれに基づく検討内容等をまとめた<u>個別施設計画</u>を作成するものとする。</p> <p>(2) 用地整備事業</p> <p>(1) のアからウまでの事業と併せ行う施設用地の整備であって、当該農道に隣接する土地（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同法第3項の規定により準用する場合を含む。））、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。以下同じ。）又は半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（以下この別紙においては「振興山村等」という。）に限る。）、当該農道工事にお</u></p>	<p>運用4（農道整備事業）</p> <p>第1 事業内容</p> <p>1 対象地区</p> <p>(1) 本事業は、原則として<u>都道府県道又は幹線市町村道の路線若しくは区間又は機能と整備される農道のそれとが重複しない範囲</u>において実施するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 事業メニュー</p> <p>(1) 農道整備事業 ア～ウ (略)</p> <p>エ 農道保全対策事業</p> <p>既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図るほか、緊急対策を行うものであって次のとおりとする。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 都道府県知事は、第1の3の(1)のエの(ア)の事業を実施した場合には、施設の点検診断結果及びこれに基づく検討内容等をまとめた<u>農道保全対策計画</u>を作成するものとする。</p> <p>(2) 用地整備事業</p> <p>(1) のアからウまでの事業と併せ行う施設用地の整備であって、当該農道に隣接する土地（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村、<u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む。）を含む。）をいう。以下同じ。）</u>又は半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（以下この別紙においては「振興山村等」という。）に限る。）、当該農道工事における土取場又は土捨場を活用して用地整備を行うもの。</p>

ける土取場又は土捨場を活用して用地整備を行うもの。

(3)～(5) (略)

3 (略)

第2 事業の実施

1 交付要件

農道整備事業実施要綱（昭和52年4月16日付け52構改D第239号）に基づき平成21年度以前に採択され着手していること。

2 事業計画の変更

次の(1)及び(2)のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとする。ただし、採択され着手している区間を超える事業計画の変更を行うことはできない。

(1) 広域営農団地農道整備事業、基幹農道整備事業及び一般農道整備事業

ア・イ (略)

ウ 事業費であって告示第2号に規定されているものについての変更

(2) (略)

第3～第4 (略)

(3)～(5) (略)

3 (略)

第2 事業の実施

1 交付要件

農道整備事業実施要綱（昭和52年4月16日付け52構改D第239号）に基づき平成21年度以前に採択され着手していること。

2 事業計画の変更

次の(1)及び(2)のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとする。ただし、採択され着手している区間を超える事業計画の変更を行うことはできない。

(1) 広域営農団地農道整備事業、基幹農道整備事業及び一般農道整備事業

ア・イ (略)

ウ 事業費であって告示第3号に規定されているものについての変更

(2) (略)

第3～第4 (略)

改 正 後	現 行
<p>別紙４－２（農村整備に係る取扱い） 取扱い１（農村集落基盤再編・整備事業）</p> <p>第１ 事業の内容（略）</p> <p>１ 農業生産基盤整備事業 （１）（略） （２）農道整備事業 （略） ア 原則として、<u>整備される農道の路線若しくは区間又は機能（以下「路線等」という。）が都道府県道又は幹線市町村道の路線等と重複しない範囲において実施されているもので、農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき農道として造成された路線を対象とする。</u></p> <p>イ（略） （３）～（６）（略）</p> <p>２ 農村生活環境整備事業 （１）～（４）（略） （５）（略） ア・イ（略） ウ <u>過疎地域の自立的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号。以下「過疎法」という。）第８条に規定する過疎地域持続的発展市町村計画等において定められた集落移転の事業に必要な移転用地（跡地も含む。）</u></p> <p>エ～カ（略） （６）～（18）（略） ３～６（略）</p> <p>第２ 実施要件 １・２（略） （１）自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域 ア 次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村 ① <u>過疎法第２条第１項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第３条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第１項若しくは第２項（同条第３項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第４項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む、令和３</u></p>	<p>別紙４－２（農村整備に係る取扱い） 取扱い１（農村集落基盤再編・整備事業）</p> <p>第１ 事業の内容（略）</p> <p>１ 農業生産基盤整備事業 （１）（略） （２）農道整備事業 （略） ア 原則として、<u>都道府県道又は幹線市町村道の路線若しくは区間又は機能と整備される農道のそれとが重複しない範囲において実施されているもので、農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき農道として造成された路線を対象とする。</u></p> <p>イ（略） （３）～（６）（略）</p> <p>２ 農村生活環境整備事業 （１）～（４）（略） （５）（略） ア・イ（略） ウ <u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第６条に規定する過疎地域自立促進計画等において定められた集落移転の事業に必要な移転用地（跡地も含む。）</u></p> <p>エ～カ（略） （６）～（18）（略） ３～６（略）</p> <p>第２ 実施要件 １・２（略） （１）自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域 ア 次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村 ① <u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第２条第１項に規定する過疎地域（同法第33条第１項又は第２項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から平成16年度に限り、同法附則第５条第１項に規定する特定市町村（同法附則第６条及び第７条の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）</u></p>

年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。

②～⑥ （略）

イ・ウ （略）

(2) （略）

3～5 （略）

第3 （略）

第4 事業の実施

1～3 （略）

4. 第1の1の(2)により点検診断を実施した場合には、点検診断結果及びこれに基づく検討内容等をまとめた個別施設計画を作成するものとする。

5～8 （略）

第5～第9 （略）

別記様式第1号～別記様式第4号 （略）

別記様式第5号

達成状況報告書

番 号

年月日

農林水産省農村振興局長
地方農政局長 殿

事業実施主体名

[以下略]

別記様式第6号～別記様式第17号 （略）

②～⑥ （略）

イ・ウ （略）

(2) （略）

3～5 （略）

第3 （略）

第4 事業の実施

1～3 （略）

4. 第1の1の(2)により点検診断を実施した場合には、点検診断結果及びこれに基づく検討内容等をまとめた農道保全対策計画を作成するものとする。

5～8 （略）

第5～第9 （略）

別記様式第1号～別記様式第4号 （略）

別記様式第5号

達成状況報告書

番 号

年月日

農林水産省農村振興局長
地方農政局長 殿

事業実施主体名 印

[以下略]

別記様式第6号～別記様式第17号 （略）

改 正 後	現 行										
<p>取扱い2（農業集落排水事業）</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 事業の内容等</p> <p>1 （略）</p> <p>2 別紙4-1運用2第2の(2)において、留意すべき事項は次のとおりとする。</p> <p>(1) 農業集落排水施設等の整備にあつては、その計画の概要を定める書類を作成する業務であること。</p> <p>(2) 農業集落排水施設等の改築にあつては、第2の1の(11)に掲げる事業により造成された農業集落排水施設の更新又は改造の要否、工法等についての調査診断に関する業務であること。</p> <p>3 （略）</p> <p>第3～第10 （略）</p> <p>様式第1号～様式第2号の1 （略）</p> <p>様式第2号の2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">同意状況(月 日現在)</td> <td style="width: 20%;">別紙4-2取扱い2 第5-1(1)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">%</td> <td style="width: 20%;">別紙4-2取扱い2 第5-1(2)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">%</td> </tr> </table> <p>[以下略]</p> <p>様式第2号の2の1～様式第2号の2の2 （略）</p> <p>様式第3号</p> <p style="text-align: center;">事 業 施 行 申 請 書</p> <p>都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;"><u>〇〇〇〇</u></p> <p>[以下略]</p> <p>様式第4号</p> <p style="text-align: center;">事 業 実 施 申 請 書</p> <p>都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;"><u>〇〇〇〇</u></p>	同意状況(月 日現在)	別紙4-2取扱い2 第5-1(1)	%	別紙4-2取扱い2 第5-1(2)	%	<p>取扱い2（農業集落排水事業）</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 事業の内容等</p> <p>1 （略）</p> <p>2 別紙4-1運用2第2の(2)において、留意すべき事項は次のとおりとする。</p> <p>(1) 農業集落排水施設等の整備にあつては、その計画の概要を定める書類を作成する業務であること。</p> <p>(2) 農業集落排水施設等の改築にあつては、第2の1の(10)に掲げる事業により造成された農業集落排水施設の更新又は改造の要否、工法等についての調査診断に関する業務であること。</p> <p>3 （略）</p> <p>第3～第10 （略）</p> <p>様式第1号～様式第2号の1 （略）</p> <p>様式第2号の2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">同意状況(月 日現在)</td> <td style="width: 20%;">別紙4-2取扱い2 第5-1の(1)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">%</td> <td style="width: 20%;">別紙4-2取扱い2 第5-1の(6)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">%</td> </tr> </table> <p>[以下略]</p> <p>様式第2号の2の1～様式第2号の2の2 （略）</p> <p>様式第3号</p> <p style="text-align: center;">事 業 施 行 申 請 書</p> <p>都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;"><u>〇〇〇〇</u> 印</p> <p>[以下略]</p> <p>様式第4号</p> <p style="text-align: center;">事 業 実 施 申 請 書</p> <p>都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;"><u>〇〇〇〇</u> 印</p>	同意状況(月 日現在)	別紙4-2取扱い2 第5-1の(1)	%	別紙4-2取扱い2 第5-1の(6)	%
同意状況(月 日現在)	別紙4-2取扱い2 第5-1(1)	%	別紙4-2取扱い2 第5-1(2)	%							
同意状況(月 日現在)	別紙4-2取扱い2 第5-1の(1)	%	別紙4-2取扱い2 第5-1の(6)	%							

[以下略]

様式第4号の2

事業計画承認通知書

〇〇〇〇 殿

都道府県知事

[以下略]

様式第5号

事業実施計画報告書

農村振興局長
地方農政局長 殿
沖縄総合事務局長

都道府県知事

[以下略]

様式第6号

事業計画変更承認報告書

都道府県知事 殿

〇〇〇〇

[以下略]

様式第7号

事業計画変更承認通知書

〇〇〇〇 殿

都道府県知事

[以下略]

様式第7号の2

事業計画変更手続報告書

農村振興局長
地方農政局長 殿
沖縄総合事務局長

都道府県知事

[以下略]

様式第7号の2の別紙～様式第8号 (略)

様式第9号

[以下略]

様式第4号の2

事業計画承認通知書

〇〇〇〇 殿

都道府県知事 印

[以下略]

様式第5号

事業実施計画報告書

農村振興局長
地方農政局長 殿
沖縄総合事務局長

都道府県知事 印

[以下略]

様式第6号

事業計画変更承認報告書

都道府県知事 殿

〇〇〇〇 印

[以下略]

様式第7号

事業計画変更承認通知書

〇〇〇〇 殿

都道府県知事 印

[以下略]

様式第7号の2

事業計画変更手続報告書

農村振興局長
地方農政局長 殿
沖縄総合事務局長

都道府県知事 印

[以下略]

様式第7号の2の別紙～様式第8号 (略)

様式第9号

都道府県知事 殿		<u>〇〇〇〇</u>	都道府県知事 殿		<u>〇〇〇〇</u> 印
[以下略]	事業実施申請書		[以下略]	事業実施申請書	
様式第10号 都道府県知事 殿		<u>〇〇〇〇</u>	様式第10号 都道府県知事 殿		<u>〇〇〇〇</u> 印
[以下略]	事業実施申請書		[以下略]	事業実施申請書	
様式第11号～様式第17号 (略)			様式第11号～様式第17号 (略)		

改 正 後	現 行
<p>別紙6（森林整備事業に係る運用）</p> <p>第3 指導推進</p> <p>森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産大臣事務次官依命通知。以下この別紙において「環境保全要綱」という。）第3に準ずる。</p> <p>第4 事業区分、<u>事業内容等</u></p> <p>本事業の区分毎の事業内容、対象事業の範囲、事業主体及び事業規模等は次のとおりとする。</p> <p>1 育成林整備事業</p> <p>育成林の整備の推進を図るとともに生活環境の改善にも資するために必要な路網の整備を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業規模等</p> <p>ア 森林管理道開設については、次に掲げる要件のうち(カ)を除くすべての要件に該当するものであること。ただし、既設の林道（以下この別紙において「既設林道」という。）と他の既設林道又はこれと同程度の構造を有するその他の道路施設の相互間を峰越し等により連絡する林道（以下この別紙において「峰越し連絡林道」という。）については次に掲げる要件のうち(オ)を除くすべての要件に該当するものであること。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 当該路線の利用対象となる地域内の森林面積(以下この別紙において「利用区域内森林面積」という。)が50ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長が<u>おおむね</u>1キロメートル以上であること。ただし、次のいずれかに該当する林道を<u>除く</u>（コスト縮減等を目的として森林施業道等と一体的に路網を形成する場合にあっては、森林施業道等に係る利用区域内森林面積と全体計画延長の合計により判断するものとする。）。</p> <p>a 次のいずれかに該当するものについては、利用区域内森林面積が30ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長が<u>おおむね</u>0.8キロメートル以上のもの</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）</u></p>	<p>別紙6（森林整備事業に係る運用）</p> <p>第3 指導推進</p> <p>森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産大臣事務次官依命通知。以下この別紙において「環境保全要綱」という。）第3に準ずる。</p> <p>第4 事業区分及び事業内容等</p> <p>本事業の区分毎の事業内容、対象事業の範囲、事業主体及び事業規模等は次のとおりとする。</p> <p>1 育成林整備事業</p> <p>育成林の整備の推進を図るとともに生活環境の改善にも資するために必要な路網の整備を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業規模等</p> <p>ア 森林管理道開設については、次に掲げる要件のうち(カ)を除くすべての要件に該当するものであること。ただし、既設の林道（以下この別紙において「既設林道」という。）と他の既設林道又はこれと同程度の構造を有するその他の道路施設の相互間を峰越し等により連絡する林道（以下この別紙において「峰越し連絡林道」という。）については次に掲げる要件のうち(オ)を除くすべての要件に該当するものであること。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 当該路線の利用対象となる地域内の森林面積(以下この別紙において「利用区域内森林面積」という。)が50ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長が、<u>おおむね</u>1キロメートル以上であること。ただし、次のいずれかに該当する林道を<u>除く</u>。（コスト縮減等のために森林施業道等と一体的に路網を形成する場合にあっては、森林施業道等に係る利用区域内森林面積、全体計画延長の合計により判断する。）</p> <p>a 次のいずれかに該当するものについては、利用区域内森林面積が30ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長が、<u>おおむね</u>0.8キロメートル以上とする。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) <u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下この別紙において「過疎地域」という。）</u>、昭和55年3月31日における過疎地域対策緊急措置法（昭和45年法律第31号）第2条第1項に規定する過疎地域又は平成12年3月31日における過疎地域活性</p>

む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む。以下単に「過疎地域」という。)又は昭和55年3月31日における過疎地域対策緊急措置法(昭和45年法律第31号)第2条第1項に規定する過疎地域、平成12年3月31日における過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域若しくは令和3年3月31日における過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)に規定する過疎地域に該当する地域で過疎地域以外のもの(以下この別紙において「旧過疎地域」という。)で整備される林道

(c) 特定市町村等の要件等について(平成17年3月23日付け林整計第343号林野庁長官通知)の第2の規定による特定市町村又は準特定市町村で整備される林道

(d) 水源地域対策特別措置法(昭和48年法律第118号)第3条第1項に規定する水源地域で整備される林道

(e) 沖縄県で整備される林道

(f) (略)

b・c (略)

(オ)・(カ) (略)

イ～カ (略)

2 共生環境整備事業

森林と人とのふれあい空間の整備や多様な主体による森林づくりを目的として次の事業を行う。

(1) 事業内容

ア～オ (略)

カ 森林管理道整備

(ア) (略)

(イ) 改良

既設林道及び作業道について、輸送力の向上及び安全確保を図るとともに、自然環境の保全などの社会要請に対応するため、局部的構造の改良等を実施する。

化特別措置法(平成2年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域に該当する地域で過疎地域以外のもの(以下この別紙において「旧過疎地域」という。)、特定市町村等の要件等について(平成17年3月23日付け林整計第343号林野庁長官通知)の第2の規定による特定市町村又は準特定市町村、水源地域対策特別措置法(昭和48年法律第118号)第3条第1項の水源地域のいずれかに該当する地域及び沖縄県で整備される林道

(新設)

(新設)

(新設)

(c) (略)

b・c (略)

(オ)・(カ) (略)

イ～カ (略)

2 共生環境整備事業

森林と人とのふれあい空間の整備や多様な主体による森林づくりを目的として次の事業を行う。

(1) 事業内容

ア～オ (略)

カ 森林管理道整備

(ア) (略)

(イ) 改良

既設林道及び作業道について、輸送力の向上及び安全確保を図るとともに、自然環境の保全などの社会要請に対応するため、局部的構造の改良等を実施する。

なお、林道改良の種類は、次に掲げるものとする。

- a (略)
- b 局部改良

開設後5年以上を経過した林道及び作業道について、現行の林道規程に定める勾配又は曲線半径の制限を超える箇所等の勾配又は曲線を修正する工事及び待避所(車廻しを含む。)、土場施設、排水施設、防護施設、路側施設を新設又は改築する工事並びに路床、路盤及び踏切道の構造を改築する工事

ただし、作業道の改良については、改良後に林道(幹線林道(告示第14項第2号に定める基準に該当するものをいう。)(4)のイの(イ)のd前段において同じ。))を除く。)として管理するものを対象とする。

c～o (略)

- (2)・(3) (略)
- (4) 事業規模等
 - ア (略)
 - イ 森林管理道整備
 - (ア) (略)
 - (イ) 改良

次に掲げるすべての要件(ただし、(1)のカの(イ)のbの作業道改良、c及びdにあってはcに限る。また、(1)のカの(イ)のcにあっては1の(4)のオを、(1)のカの(イ)のdにあっては1の(4)のカを準用するものとする。)に該当するものであること。

a～c (略)

d 対象とする路線は幹線林道とその他の林道に区分することとし、それぞれの林道の区分ごとの利用区域内森林面積及び告示付録第4(第14項第2号関係)に定める算式により算出した数値(以下この別紙において「改良効果指数」という。)が(a)の基準を満たすこと。ただし、(1)のカの(イ)のoにおいては、対象とする路線は、その舗装される林道の利用区域内森林面積により、幹線林道(告示第13項第2号に定める基準に該当するもの)とその他の林道に区分する。なお、複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合には、当該路線の全体を一路線として取り扱うものとする。なお、この場合には、林道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林の整備の予定等について協議し、調整を行うこととする。

(a) 利用区域内森林面積と改良効果指数の最低基準は、幹線林道にあっては告示第14項第2号に定める基準、その他にあっては50ヘクタールと0.9とする。

なお、林道改良の種類は、次に掲げるものとする。

- a (略)
- b 局部改良

開設後5年以上を経過した林道及び作業道について、現行の林道規程に定める勾配又は曲線半径の制限を超える箇所等の勾配又は曲線を修正する工事及び待避所(車廻しを含む。)、土場施設、排水施設、防護施設、路側施設を新設又は改築する工事並びに路床、路盤及び踏切道の構造を改築する工事

ただし、作業道改良については、改良後に林道(告示第14項第1号及び第2号に定める基準に該当するもの(以下この別紙において「幹線林道」という。))を除く。)として管理するものを対象とする。

c～o (略)

- (2)・(3) (略)
- (4) 事業規模等
 - ア (略)
 - イ 森林管理道整備
 - (ア) (略)
 - (イ) 改良

次に掲げるすべての要件(ただし、(1)のカの(イ)のbの作業道改良、c及びdにあってはcに限る。また、(1)のカの(イ)のcにあっては1の(4)のオを、(1)のカの(イ)のdにあっては1の(4)のカを準用するものとする。)に該当するものであること。

a～c (略)

d 対象とする路線は幹線林道とその他の林道に区分することとし、それぞれの林道の区分ごとの利用区域内森林面積及び告示付録第4(第14項第2号関係)に定める算式により算出した数値(以下この別紙において「改良効果指数」という。)が(a)の基準を満たすこと。ただし、(1)のカの(イ)のoにおいては、対象とする路線は、その舗装される林道の利用区域内森林面積により、幹線林道(告示第13項に定める基準以上のもの)とその他の林道に区分する。なお、複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合には、当該路線の全体を一路線として取り扱うものとする。なお、この場合には、林道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林の整備の予定等について協議し、調整を行うこととする。

(a) 利用区域内森林面積、改良効果指数の最低基準は、幹線林道にあっては告示第14項第1号及び第2号に定める基準、その他にあっては50ヘクタール及び0.9とする。

(b) (略)

e (略)

3～9 (略)

第5～第7 (略)

第8 造林に係る特記事項

森林管理道整備、林業専用道整備、森林施業道整備、接続路整備、作業ポイント整備、及び林道改良を除く事業については、次の事項を適用する。

1 (略)

2 竣工検査

環境保全要領第5の3を準用する。

(削る。)

3～7 (略)

第9・10 (略)

別記様式第2号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

(略)

市町村長

別記様式第3号

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿

(略)

都道府県知事

(b) (略)

e (略)

3～9 (略)

第5～第7 (略)

第8 造林に係る特記事項

森林管理道整備、林業専用道整備、森林施業道整備、接続路整備、作業ポイント整備、及び林道改良を除く事業については、次の事項を適用する。

1 (略)

2 竣工検査

環境保全要領第5の3を準用する。

ただし、第4の3の(1)のサについては、環境保全要領第5の3の(2)の規定は適用しないものとする。

3～7 (略)

第9・10 (略)

別記様式第2号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

(略)

市町村長

印

別記様式第3号

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿

(略)

都道府県知事

印

別記様式第4号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿
(林野庁長官)

市 町 村 長
(都道府県知事)

〇〇(都道府県・市町村・地区)森林基盤整備事業計画(変更)の提出について

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出した〇〇(都道府県・市町村・地区)森林基盤整備事業計画について、内容を変更したので(別添のとおり〇〇市町村長から内容を変更した旨、提出があったので)、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙6の第5の2に基づき、下記のとおり提出します。

(以下略)

別記様式第4号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿
(林野庁長官)

市 町 村 長
(都道府県知事)



〇〇(都道府県・市町村・地区)森林基盤整備事業計画(変更)の提出について

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出した〇〇(都道府県・市町村・地区)森林基盤整備事業計画について、内容を変更したので(別添のとおり〇〇市町村長から内容を変更した旨、提出があったので)、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙6の第5の2に基づき、下記のとおり提出します。

(以下略)

改 正 後

現 行

別紙7 (治山事業に係る運用)

第2 事業内容

(略)

1～4 (略)

5 事業メニュー及び実施要件

(略)

区分	事業名	内容及び実施要件
1 治山 事業	(1) 予防治山	<p>(略)</p> <p>次の1から3までのいずれかに該当するものとする(ただし、流木防止総合対策については、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、4の条件を満たすもの、里山等保安林機能強化対策については、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、5及び6の条件を満たすもの、火山噴火緊急減災対策については、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、7の条件を満たすもの、激甚災害緊急減災対策については、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、8の条件を満たすものとする。)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 その他の河川又は地区で行うものであって、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するもの(集落等の保護に係るものについては、山地災害危険地区に指定されており(ただし、山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度が「a2」評価である又は地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において避難経路等に指定されている道路(道路法 <u>昭和27年法律第180号</u> 第2条第1項に規定するもの並びに林道及び農道をいう。)に被害を及ぼすおそれのあるもの並びに山地災害危険地区(ただし、山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度が「a2」評価であるものに限る。)の上流部に位置する山地又は2以上の山地災害危険地区(ただし、山地災害危険地区の危険度評価において、保全対象の被災危険度が「a2」評価であるも</p>

別紙7 (治山事業に係る運用)

第2 事業内容

(略)

1～4 (略)

5 事業メニュー及び実施要件

(略)

区分	事業名	内容及び実施要件
1 治山 事業	(1) 予防治山	<p>(略)</p> <p>次の1から3までのいずれかに該当するものとする(ただし、流木防止総合対策については、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、4の条件を満たすもの、里山等保安林機能強化対策については、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、5及び6の条件を満たすもの、火山噴火緊急減災対策については、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、7の条件を満たすもの、激甚災害緊急減災対策については、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、8の条件を満たすものとする。)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 その他の河川又は地区で行うものであって、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するもの(集落等の保護に係るものについては、山地災害危険地区に指定されており(ただし、山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度が「a2」評価である又は地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において避難経路等に指定されている道路(道路法 <u>上の道路</u>並びに林道及び農道をいう。)に被害を及ぼすおそれのあるものを除く。)かつ、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。)</p>

のに限る。)の上流部に位置する山地において実施するものを除く。)かつ、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。)

(1)・(2) (略)

(3) 農地(10ヘクタール以上のもの(農地5ヘクタール以上10ヘクタール未満であって当該地域に存する人家の被害を含め考慮し、それが農地10ヘクタール以上の被害に相当するものと認められるものを含む。))に限る。以下この別紙において同じ。)、ため池(貯水量3万立方メートル以上のものに限る。ただし、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法(令和2年法律第56号)第4条第1項に基づく「防災重点農業用ため池」及び指定予定のため池については、この限りではない。以下この別紙において同じ。)、用排水施設(関係面積100ヘクタール以上のものに限る。以下この別紙において同じ。)、漁場(受益戸数20以上のものに限る。以下この別紙において同じ。)等の保護

(4) (略)

4~8 (略)

(2)~(8) (略)

(略)

6 全体計画について

(1) 全体計画書

都道府県知事は、事業開始初年度の前年度の1月31日までに全体計画を作成し、林野庁長官へ提出するものとする。全体計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 削る

(エ) 削る

(オ) 削る

(カ) 削る

(ク)~(キ) (略)

(2) (略)

別記様式
様式1

番 号
年 月 日

(1)・(2) (略)

(3) 農地(10ヘクタール以上のもの(農地5ヘクタール以上10ヘクタール未満であって当該地域に存する人家の被害を含め考慮し、それが農地10ヘクタール以上の被害に相当するものと認められるものを含む。))に限る。以下この別紙において同じ。)、ため池(貯水量3万立方メートル以上のものに限る。以下この別紙において同じ。)、用排水施設(関係面積100ヘクタール以上のものに限る。以下この別紙において同じ。)、漁場(受益戸数20以上のものに限る。以下この別紙において同じ。)等の保護

(4) (略)

4~8 (略)

(2)~(8) (略)

(略)

6 全体計画について

(1) 全体計画書

都道府県知事は、事業開始初年度の前年度の1月31日までに全体計画を作成し、林野庁長官へ提出するものとする。全体計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 荒廃現況

(エ) 整備目的等

(オ) 整備方針

(カ) 他事業との関連

(ク)~(キ) (略)

(2) (略)

別記様式
様式1

番 号
年 月 日

殿

県（都道府）知事 氏 名

治山事業実施方針の提出について

治山事業実施方針を別紙のとおり提出します。

（別紙）

治山事業実施方針
（〇〇年度～〇〇年度）

（略）

様式 2

番 号
年 月 日

殿

県（都道府）知事 氏 名

〇〇年度治山事業年度計画書の提出について

〇〇年度治山事業年度計画書を下記のとおり提出します。

記

- 1 〇〇年度治山事業計画目標
- 2 〇〇年度治山事業計画総括表
- 3 〇〇年度治山事業計画経費区分表
- 4 〇〇年度治山事業流域別計画表
- 5 〇〇年度〇〇事業計画明細表
- 6 〇〇年度〇〇事業箇所別実施計画表
- 7 (1) 〇〇年度主要労務資材アップ率算出基礎表
(2) 〇〇年度治山事業単価表
- 8 〇〇年度治山事業計画位置図

1 〇〇年度治山事業計画目標

殿

県（都道府）知事 氏 名

印

治山事業実施方針の提出について

治山事業実施方針を別紙のとおり提出します。

（別紙）

治山事業実施方針
（令和 年度～令和 年度）

（略）

様式 2

番 号
年 月 日

殿

県（都道府）知事 氏 名

印

令和 年度治山事業年度計画書の提出について

令和 年度治山事業年度計画書を下記のとおり提出します。

記

- 1 令和 年度治山事業計画目標
- 2 令和 年度治山事業計画総括表
- 3 令和 年度治山事業計画経費区分表
- 4 令和 年度治山事業流域別計画表
- 5 令和 年度〇〇事業計画明細表
- 6 令和 年度〇〇事業箇所別実施計画表
- 7 (1) 令和 年度主要労務資材アップ率算出基礎表
(2) 令和 年度治山事業単価表
- 8 令和 年度治山事業計画位置図

1 令和 年度治山事業計画目標

(略)

2 ○○年度治山事業総括表

(略)

3 ○○年度治山事業計画経費区分表

(略)

4 ○○年度治山事業流域別計画表

(略)

記載注意

- 1 その他の事項は「様式2-2 ○○年度治山事業総括表」記載注意に準ずる。
- 2 (略)

5 ○○年度○○事業計画明細表

(略)

記載注意

- 1 (略)
- 2 番号は、事業区分ごと一連番号とし、「様式2-6 ○○年度○○事業箇所別実施計画表」の番号と一致させる。
- 3～10 (略)
- 11 各事業の最終欄に「その他経費」欄を設け、機械器具費、営繕費、工事雑費を一括計上し、事業別の合計は、「様式2-2 ○○年度治山事業計画総括表」の工事費と一致させる。

6 ○○年度○○事業箇所別実施計画表

- (1) ア 計画表（保安林管理道整備事業、森林土木効率化等技術開発事業、林地荒廃防止事業、共生保安林整備事業を除く。）

記載要領

- 1 (略)
- 2 予防治山事業における保全対象欄は、当該年度に該当するものを記載する。また、その他の欄には、山地災害危険地区の危険度（山腹崩壊危険度等及び被災危険度）及び保全対象とする道路の避難経路等への指定状況を記載する。防災重点農業用ため池又は指定予定のため池を保全対象として事業を実施する場合には、その他の欄に当該防災重点ため池又は指定予定のため池が保全対象である旨を記載する。
- 3～8 (略)
- 9 機能強化・老朽化対策事業については、その他の欄に山地災害危険地区の危険度（山腹崩壊危険度等及び被災危険度）及び保全対象とする道路の避難経路等への指定状況を記載する。防災重点農業用ため池又は指定予定のため池を保全対象として事業を実施する場合には、その他の欄に当該防災重点ため池又は指定予定のため池が保全対象である旨を記載する。
- 10 (略)

(略)

2 令和○○年度治山事業総括表

(略)

3 令和○○年度治山事業計画経費区分表

(略)

4 令和○○年度治山事業流域別計画表

(略)

記載注意

- 1 その他の事項は「様式2-2 令和○○年度治山事業総括表」記載注意に準ずる。
- 2 (略)

5 令和○○年度○○事業計画明細表

(略)

記載注意

- 1 (略)
- 2 番号は、事業区分ごと一連番号とし、「様式1-5 令和○○年度○○事業箇所別実施計画表」の番号と一致させる。
- 3～10 (略)
- 11 各事業の最終欄に「その他経費」欄を設け、機械器具費、営繕費、工事雑費を一括計上し、事業別の合計は、「様式2-2 令和○○年度治山事業計画総括表」の工事費と一致させる。

6 令和○○年度○○事業箇所別実施計画表

- (1) ア 計画表（保安林管理道整備事業、森林土木効率化等技術開発事業、林地荒廃防止事業、共生保安林整備事業を除く。）

記載要領

- 1 (略)
- 2 予防治山事業における保全対象欄は、当該年度に該当するものを記載する。また、その他の欄には、山地災害危険地区の危険度（山腹崩壊危険度等及び被災危険度）及び保全対象とする道路の避難経路等への指定状況を記載する。
- 3～8 (略)
- 9 機能強化・老朽化対策事業については、その他の欄に山地災害危険地区の危険度（山腹崩壊危険度等及び被災危険度）及び保全対象とする道路の避難経路等への指定状況を記載する。
- 10 (略)

6—(1)—イ (略)

6—(1)—ウ 林地荒廃防止事業計画表

記載要領

1・2 (略)

3 防災重点農業用ため池又は指定予定のため池を保全対象として事業を実施する場合にあつては、その他の欄に当該防災重点ため池及び指定予定のため池が保全対象である旨を記載する。

4 (略)

6—(1)—エ 共生保安林整備事業計画表

都道府県名:	計画期間	〇〇年度～〇〇年度
--------	------	-----------

計画番号	事業箇所 郡(市)町 (村)大字字	事業区分	事業計画			事業の必要性等	備考
			本工事 費等	計画内容	施行予定 年 度		
		計					
		計					
		計					
		計					
合計							

6—(1)—イ (略)

6—(1)—ウ 林地荒廃防止事業計画表

記載要領

1・2 (略)

(新設)

3 (略)

6—(1)—エ 共生保安林整備事業計画表

都道府県名:	計画期間	令和 年度～令和 年度
--------	------	-------------

計画番号	事業箇所 郡(市)町 (村)大字字	事業区分	事業計画			事業の必要性等	備考
			本工事 費等	計画内容	施行予定 年 度		
		計					
		計					
		計					
		計					
合計							

6- (1) 一才 保安林管理道整備事業計画表

計画番号	流域名	管理道名	施工予定期間	森林の機能区分					
箇所	実施基準	新経別	事業評価						
事業対象地域の概要				備考					
事業対象区域面積	荒地地面積	森林面積							
整備対象区域	荒地森林面積	山地荒地率							
保安林(予定)面積	指定予定年月日	保安林率							
非皆伐施業保安林(予定)面積	指定予定年月日	保安林率							
保安林種	所有形態	都道府県 % 市町村 %							
地質	財産区	% 共有 %							
山地災害危険地区数	個人	% その他 %							
事業計画									
区分	全体計画		実施済額		〇〇年度計画		協議額		
	数量	工事費	数量	工事費	数量	工事費	数量	工事費	
開設									
改良									
その他									
計	B								
事業対象地域の治山事業計画					他事業との関連・その他				
区分	全体計画		〇〇年度計画		事業計画概要	事業対象地域の治山事業全体に占める割合(B/(A+B)) %			
	数量	工事費	数量	工事費		全幅員 m	車道幅員 m	本事業対象地域外を通過する延長 m 全延長の %	
溪間工	()	()							
山腹工									
保安林整備									
作業道									
その他									
計	A								

- (略)
- 6- (1) 一カ (略)
- 7- (1) ○〇年度主要労務資材アップ率算出基礎表 (略)
- 7- (2) ○〇年度治山事業単価表 (略)
- 8 ○〇年度治山事業計画位置図
- (1) (略)
- (2) 計画位置を次の事業別記号及び色別により記入し「様式2-5 ○〇年度〇〇事業計画明細表」と同一番号を付する。
- (略)

様式3

番号
年月日

殿

県(都道府)知事 氏名

6- (1) 一才 保安林管理道整備事業計画表

県(都道府)									
計画番号	流域名	管理道名	施工予定期間	森林の機能区分					
箇所	実施基準	新経別	事業評価						
事業対象地域の概要				備考					
事業対象区域面積	荒地地面積	森林面積							
整備対象区域	荒地森林面積	山地荒地率							
保安林(予定)面積	指定予定年月日	保安林率							
非皆伐施業保安林(予定)面積	指定予定年月日	保安林率							
保安林種	所有形態	都道府県 % 市町村 %							
地質	財産区	% 共有 %							
山地災害危険地区数	個人	% その他 %							
事業計画									
区分	全体計画		実施済額		令和〇〇年度計画		協議額		
	数量	工事費	数量	工事費	数量	工事費	数量	工事費	
開設									
改良									
その他									
計	B								
事業対象地域の治山事業計画					他事業との関連・その他				
区分	全体計画		令和〇〇年度計画		事業計画概要	事業対象地域の治山事業全体に占める割合(B/(A+B)) %			
	数量	工事費	数量	工事費		全幅員 m	車道幅員 m	本事業対象地域外を通過する延長 m 全延長の %	
溪間工	()	()							
山腹工									
保安林整備									
作業道									
その他									
計	A								

- (略)
- 6- (1) 一カ (略)
- 7- (1) 令和〇〇年度主要労務資材アップ率算出基礎表 (略)
- 7- (2) 令和〇〇年度治山事業単価表 (略)
- 8 令和〇〇年度治山事業計画位置図
- (1) (略)
- (2) 計画位置を次の事業別記号及び色別により記入し「様式2-5 令和〇〇年度〇〇事業計画明細表」と同一番号を付する。
- (略)

様式3

番号
年月日

殿

県(都道府)知事 氏名 印

(略)

記載要領

1. 施行予定期間の欄は、当初計画の様式1-2の期間を転記し、施工期間の欄は、中断期間等を含んだ実施期間とする。また、変更施行予定期間は、変更後の施工期間を記載する。
2. (略)
3. 様式1-1～1-4の変更が伴う場合は、変更全体計画と読み替えて各様式を添付する。

様式4

番 号
年 月 日

殿

県(都道府)知事 氏 名

〇〇年度治山事業年度計画書の変更について

〇〇年度治山事業年度計画書を下記のとおり変更したいので確認願います。

記

1. 〇〇年度 治山事業変更計画総括表
2. 〇〇年度 〇〇事業変更計画明細表 (廃止の場合は提出を要しない。)
3. 〇〇年度 〇〇事業変更箇所別実施計画表 (廃止の場合は提出を要しない。)

記載注意

(1) 「2. 〇〇年度〇〇事業変更計画明細表」の様式は「様式2-5 〇〇年度〇〇事業計画明細表」を、「3. 〇〇年度〇〇事業変更箇所別実施計画表」の様式は「様式2-6 〇〇年度〇〇事業箇所別実施計画表」を準用する。

1 〇〇年度治山事業変更計画総括表

(略)

様式5-1

記載要領

1. ～3. (略)
4. 改廃、補修等のほか記載事項に異動がある場合は、その都度整理する。(様式4-2及び4-3においても同様とする。)なお、記載内容に誤りがあるときは、朱線画して訂正の上、備考欄に訂正年月日を記入する。
5. ～9. (略)

様式5-2・様式5-3 (略)

様式6 補助表

(略)

記載要領

1. 施行予定期間の欄は、当初計画の様式1-4の期間を転記し、施工期間の欄は、中断期間等を含んだ実施期間とする。また、変更施行予定期間は、変更後の施工期間を記載する。
2. (略)
3. 様式1-1～1-6の変更が伴う場合は、変更全体計画と読み替えて各様式を添付する。

様式4

番 号
年 月 日

殿

県(都道府)知事 氏 名 印

令和〇〇年度治山事業年度計画書の変更について

令和〇〇年度治山事業年度計画書を下記のとおり変更したいので確認願います。

記

1. 令和〇〇年度 治山事業変更計画総括表
2. 令和〇〇年度 〇〇事業変更計画明細表 (廃止の場合は提出を要しない。)
3. 令和〇〇年度 〇〇事業変更箇所別実施計画表 (廃止の場合は提出を要しない。)

記載注意

(1) 「2. 令和〇〇年度〇〇事業変更計画明細表」の様式は「様式1-4 令和〇〇年度〇〇事業計画明細表」を、「3. 令和〇〇年度〇〇事業変更箇所別実施計画表」の様式は「様式1-5 令和〇〇年度〇〇事業箇所別実施計画表」を準用する。

1 令和〇〇年度治山事業変更計画総括表

(略)

様式5-1

記載要領

1. ～3. (略)
4. 改廃、補修等のほか記載事項に異動がある場合は、その都度整理する。(様式4-2及び4-3においても同様とする。)なお、記載内容に誤りがあるときは、朱線画して訂正の上、備考欄に訂正年月日を記入し、取扱者が押印する。
5. ～9. (略)

様式5-2・様式5-3 (略)

様式6 補助表

治山施設点検整備表

事業名		索引番号	
施行地		施行年度	
点検整備状況			
点検年月日	(削る)	点検状況	整備状況

記載注意

1～3 (略)

(削る。)

4・5 (略)

治山施設点検整備表

事業名		索引番号	
施行地		施行年度	
点検整備状況			
点検年月日	点検者	点検状況	整備状況

記載注意

1～3 (略)

4 点検者は、官職氏名を記入し、これを捺印する。

5・6 (略)

改正後	現行
<p>別紙8（水産物供給基盤整備事業に係る運用）</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1（略）</p> <p>(1) 地域水産物供給基盤整備事業</p> <p>漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第4条に定める漁港漁場整備事業のうち、地域における水産資源の維持及び増大並びに水産物の生産機能の強化を図るため、第1種漁港又は第2種漁港の整備を行う事業並びに漁業法（昭和24年法律第267号）第6条に規定する共同漁業権（以下この別紙においては「共同漁業権」という。）の設定されている区域及びこれに隣接する水域における漁場の施設（水産動植物の増殖又は養殖を推進するために設置又は造成する魚礁及び増養殖場をいう。以下同じ。）の整備を行う事業とする。</p> <p>漁港の整備を行う事業は、漁港の基本施設等（漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設のうち基本施設、輸送施設及び<u>漁港施設用地（公共施設用地に限る。）</u>）の整備を行う事業に限るものとする。</p> <p>(2) 水域環境保全創造事業 <u>（削る。）</u></p> <p>効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善又は、<u>漁場と接続する水域等における漁場への悪影響の未然防止</u>を行う事業並びに漁港区域内における環境保全のため、<u>水質底質改善施設</u>及び廃油処理施設の整備、清掃船（附属機械を含む。）の建造、購入又は補修並びに廃船の処理を行う事業</p> <p>(3)（略）</p> <p>2 事業メニュー</p> <p>(1) 実施要綱第2の1の(2)の①のウの(ア)に掲げる水産物供給基盤整備の事業内容は、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。ただし、次の表の区分1の(1)、(2)、(3)、(4)（道路及び橋に限る。）、(5)（護岸及び人工地盤に限る。）、<u>(7)</u>（消波施設等及び中間育成施設に限る。）及び<u>(8)</u>（消波施設等及び区画施設に限る。）の補修を除く。</p>	<p>別紙8（水産物供給基盤整備事業に係る運用）</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1（略）</p> <p>(1) 地域水産物供給基盤整備事業</p> <p>漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第4条に定める漁港漁場整備事業のうち、地域における水産資源の維持及び増大並びに水産物の生産機能の強化を図るため、第1種漁港又は第2種漁港の整備を行う事業並びに漁業法（昭和24年法律第267号）第6条に規定する共同漁業権（以下この別紙においては「共同漁業権」という。）の設定されている区域及びこれに隣接する水域における漁場の施設（水産動植物の増殖又は養殖を推進するために設置又は造成する魚礁及び増養殖場をいう。以下同じ。）の整備を行う事業とする。</p> <p>漁港の整備を行う事業は、漁港の基本施設等（漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設のうち基本施設、輸送施設、<u>漁港施設用地（公共施設用地に限る。）</u>、<u>漁獲物の処理、保蔵及び加工施設（荷さばき所に限る。）</u>並びに<u>漁港浄化施設</u>）の整備を行う事業に限るものとする。</p> <p>(2) 水域環境保全創造事業 <u>次に掲げる事業のいずれかを行う事業とする。</u></p> <p><u>(ア) 漁場及び漁港区域内において行われる公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条第3項第5号に掲げる事業。ただし、漁場において行われる場合は、同法第3条第4項の規定に基づいて実施する事業に限る。</u></p> <p><u>(イ) 効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を行う事業並びに漁港区域内における環境保全のため、<u>水質底質改善施設、漁港浄化施設</u>及び廃油処理施設の整備、清掃船（附属機械を含む。）の建造、購入又は補修並びに廃船の処理を行う事業</u></p> <p>(3)（略）</p> <p>2 事業メニュー</p> <p>(1) 実施要綱第2の1の(2)の①のウの(ア)に掲げる水産物供給基盤整備の事業内容は、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。ただし、次の表の区分1の(1)、(2)、(3)、(4)（道路及び橋に限る。）、(5)（護岸及び人工地盤に限る。）、<u>(7)</u>、<u>(9)</u>（消波施設等及び中間育成施設に限る。）及び<u>(10)</u>（消波施設等及び区画施設に限る。）の補修を除く。</p>

区分	事業名	内容及び実施要件
1 地域 水産物供給基盤整備	(1)～(2) (略)	(略)
	(3) 係留施設整備	(ア) (略) (イ) 岸壁、物揚場、棧橋及び浮棧橋には、当該施設の機能上又は管理上必要と認められる場合に限り、防舷材、係船柱、係船環、車止め、照明設備、灯標、防風設備、防雪設備、防暑設備、階段、はしご、防護柵、排水溝に附属する沈砂池又はスクリーン等を設置することができる。 <u>(削る。)</u>
	(4) 輸送施設整備	(ア)～(ウ) (略) (エ) 道路、駐車場及び橋には、当該施設の機能上、安全上又は管理上必要と認められる場合に限り、防護柵、車止め、照明設備、街路樹又は植栽、道路標識、橋梁桁下の標識、防雪設備又は除雪、融雪設備等を設置することができる。 また、水揚げから荷さばき所での選別・氷詰め・せり・出荷といった工程を総合的に衛生管理していく必要から荷さばき施設に隣接する範囲に限り、 <u>防暑設備</u> を設置することができる。 <u>(削る。)</u>

区分	事業名	内容及び実施要件
1 地域 水産物供給基盤整備	(1)～(2) (略)	(略)
	(3) 係留施設整備	(ア) (略) (イ) 岸壁、物揚場、棧橋及び浮棧橋には、当該施設の機能上又は管理上必要と認められる場合に限り、防舷材、係船柱、係船環、車止め、照明設備、灯標、防風設備、防雪設備、防暑設備、階段、はしご、防護柵、排水溝に附属する沈砂池又はスクリーン等を設置することができる。 <u>また、水産物集出荷機能集約・強化対策事業実施要領（平成31年3月27日付け30水港第2382号水産庁長官通知）に基づく事業で、以下の要件のいずれかに該当する場合に限り清浄海水導入施設、鳥獣等進入防止施設、魚類移送施設、汚水浄化施設及び融雪設備を設置することができる。</u> <u>a 原則水産物の取扱量が5千トン以上の漁港又は栽培・養殖魚種の取扱量が1千トン以上の漁港</u> <u>b 漁業協同組合等が主体となって「地域団体商標制度」による地域ブランド水産物に取り組む地区、「農商工等連携事業計画」に基づく取組を実践している地区、または輸出促進対策に取り組む地区で早急に衛生管理水準の向上を図ることが求められている地区であって、水産物の取扱金額が年間10億円以上見込まれる漁港</u>
	(4) 輸送施設整備	(ア)～(ウ) (略) (エ) 道路、駐車場及び橋には、当該施設の機能上、安全上又は管理上必要と認められる場合に限り、防護柵、車止め、照明設備、街路樹又は植栽、道路標識、橋梁桁下の標識、防雪設備又は除雪、融雪設備等を設置することができる。 また、水揚げから荷さばき所での選別・氷詰め・せり・出荷といった工程を総合的に衛生管理していく必要から荷さばき施設に隣接する範囲に限り、 <u>防暑設備または鳥獣等侵入防止施設</u> を設置することができる。 <u>なお、鳥獣等侵入防止施設を設置する場合には、水産物集出荷機能集約・強化対策事業実施</u>

					<p><u>要領に基づく事業で、ウ（イ） a、 bの要件のいずれかに該当する場合に限り設置することができる。</u></p>
(5) (略)				(5) (略)	
<u>(削る。)</u>	<u>(削る。)</u>			<u>(6) 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設</u>	<p>漁港漁場整備法第3条第2号のトに掲げる荷さばき所で、水産物集出荷機能集約・強化対策事業実施要領（平成31年3月27日付け30水港第2382号水産庁長官通知）に基づく事業により整備される水産物の衛生管理に対応した荷さばき所（これに附帯する施設を含む。）とする。ただし、以下の要件のいずれかに該当する場合に限る。</p> <p>a 水産物の取扱量が年間8千ト以上（市場の統合により水産物の取扱量が年間8千ト以上確実に見込まれるものを含む。）、かつ、水産物の取扱金額が14億円以上の漁港</p> <p>b 栽培・養殖魚種の取扱量が1,000ト以上の漁港</p> <p>c (3)の（イ）のbの要件を満たす漁港</p> <p>なお、水産物の衛生管理に対応した荷さばき所に附帯する施設とは、外壁（シャッター等）、仕切り壁、取水・排水設備、鳥獣等侵入防止施設、トイレ等のうち荷さばき所本体と一体的に整備するものとし、かつ、荷さばき所の機能を補完する施設とする。</p> <p>また、bの要件に基づく荷さばき所は、水産物の選別の作業所等とする。</p>
<u>(削る。)</u>	<u>(削る。)</u>			<u>(7) 漁港浄化施設</u>	<p>(ア) 漁港漁場整備法第3条第2号のルに掲げる公害防止のための導水施設その他の浄化施設並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとし、水産物集出荷機能集約・強化対策事業実施要領（平成31年3月27日付け30水港第2382号水産庁長官通知）に基づく事業で、原則水産物の取扱量が千トン以上の漁港に限り設置することができることとする。ただし、門、柵、塀は交付金の交付対象としない。</p> <p>(イ) 導水施設は、漁港の泊地内における汚濁水を排除するために必要な揚水設備、送水設備及び建物とし、当該施設の機能上又は管理上必要と認められる場合に限り、照明設備、又は職員詰所等を設置することができる。</p> <p>(ウ) その他の漁港浄化施設は、排水管路及び汚水</p>

	<u>(6) 魚礁整備</u>	(略)
	<u>(7) 増殖場整備</u>	(略)
	<u>(8) 養殖場整備</u>	(略)
	<u>(9) 市町村等事業推進</u>	(略)
2 水域環境保全創造	<u>(削る。)</u>	<u>(削る。)</u>
	<u>(削る。)</u>	<u>(削る。)</u>
<u>(1) 水域環境保全</u>	<p>(ア) 効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図るため、<u>又は漁場と接続する水域等において漁場への悪影響を未然に防止するため</u>に行うたい積物の除去、放置座礁船の処理、底質改善（しゅんせつ、耕うん、客土、覆土等）、作れい、海水交流施設（水路等）の設置、着定基質の設置（投石、コンクリートブロック等の設置及び干潟の造成（干潟及び区画施設））及びこれらに関連する事業（しゅんせつ残土処理のための埋立等）とする。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 漁港区域内における水質の保全等水域の環境保全のために実施する<u>次に掲げるもの</u></p> <p>ア (略)</p> <p><u>(削る。)</u></p> <p><u>イ 廃油処理施設整備</u> 漁港漁場整備法第3条第2号のフに掲げる廃油処理施設であって「廃油処理施設整備事業実施要領」（昭和52年6月20日付け52水港第612号農林事務次官依命通知）第2に掲げる</p>	

		<u>処理設備並びにこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。</u> <u>(エ) 汚泥その他公害の原因となる物質がたい積し又は水質が汚濁している漁港の水域における汚泥浚渫事業とする。</u>
	<u>(8) 魚礁整備</u>	(略)
	<u>(9) 増殖場整備</u>	(略)
	<u>(10) 養殖場整備</u>	(略)
	<u>(11) 市町村等事業推進</u>	(略)
2 水域環境保全創造	<u>(1) 漁場公害防止対策</u>	<u>汚泥その他公害の原因となる物質がたい積し、又は水質が汚濁している漁場において実施されるしゅんせつ事業、導水事業、覆土事業及び耕うん事業</u>
	<u>(2) 漁港公害防止対策</u>	<u>漁港区域内の水域における汚泥その他公害の原因となるたい積物の除去、又は水質改善を図るための導水施設の整備のうち、公害防止計画（環境基本法（平成5年法律第91号）第17条の規定により作成したもの）に基づいて実施するもの</u>
<u>(3) 水域環境保全</u>	<p>(ア) 効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図るために行うたい積物の除去、放置座礁船の処理、底質改善（しゅんせつ、耕うん、客土、覆土等）、作れい、海水交流施設（水路等）の設置、着定基質の設置（投石、コンクリートブロック等の設置及び干潟の造成（干潟及び区画施設））及びこれらに関連する事業（しゅんせつ残土処理のための埋立等）とする。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 漁港区域内における水質の保全等水域の環境保全のために実施する<u>次に掲げるもの（公害防止計画に基づいて実施するものを除く。）</u></p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 漁港浄化施設整備</u> <u>水質及び底質の改善を図る必要が認められる漁港において、区分1の（7）の（ア）～（ウ）の施設を整備することができる。</u></p> <p><u>ウ 廃油処理施設整備</u> 漁港漁場整備法第3条第2号のフに掲げる廃油処理施設であって「廃油処理施設整備事業実施要領」（昭和52年6月20日付け52水港第612号農林事務次官依命通知）第2に掲げる</p>	

		<p>集油設備、処理設備及び附帯設備とする。</p> <p><u>ウ</u> 清掃船建造 漁港の泊地等における浮遊物、ゴミ等を集積し廃棄するために必要な清掃船の建造、購入又は補修の事業とする。</p> <p><u>エ</u> 廃船処理 漁港区域内における廃船処理事業の取扱いについて（昭和51年9月29日付け51水港第4117号水産庁長官通知）に基づく廃船処理事業とする。</p> <p>また、所有者等に代わり漁港管理者がやむを得ず放置座礁船を処理する場合においても、これを適用する。</p>
	<u>(2)</u> 市町村等事業推進	(略)
3 漁港 関連道整備	(1) (略)	(略)
	(2) (略)	(略)

(2) 共通事項

(ア)～(キ) (略)

(ク) 1の(1)の事業において、2の(1)の区分1の(1)、(2)、(3)、(4)、(道路及び橋に限る。)及び(5)(護岸及び人工地盤に限る)の施設を整備する場合は、機能保全計画を策定するものとする。なお、機能保全計画の様式は、水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について（平成13年3月30日付け12水港第4541号水産庁長官通知）別紙様式第14号によるものとする。

(ケ) 本事業により漁港施設等の整備を実施するに当たっては、コスト縮減に資するPFI（民間資金等活用事業）等の適用を検討するものとする。

3 事業主体

第2の1の(1)及び(2)の事業の事業主体は、都道府県又は市町村とする。ただし、1の(1)の事業のうち、共同漁業権の設定されている区域及びこれに隣接する水域における魚礁の設置並びに1の(2)に掲げる事業については、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下この別紙においては「漁業協同組合等」という。）が事業主体となることができる。

第2の1の(3)の事業主体は、漁港管理者である都道府県又は市町村とする。ただし、次の各号の場合であって特に必要があるときは、当該各号に掲げる地方公共団体が行うことができるものとする。

(ア)～(イ) (略)

		<p>集油設備、処理設備及び附帯設備とする。</p> <p><u>エ</u> 清掃船建造 漁港の泊地等における浮遊物、ゴミ等を集積し廃棄するために必要な清掃船の建造、購入又は補修の事業とする。</p> <p><u>オ</u> 廃船処理 漁港区域内における廃船処理事業の取扱いについて（昭和51年9月29日付け51水港第4117号水産庁長官通知）に基づく廃船処理事業とする。</p> <p>また、所有者等に代わり漁港管理者がやむを得ず放置座礁船を処理する場合においても、これを適用する。</p>
	<u>(4)</u> 市町村等事業推進	(略)
3 漁港 関連道整備	(1) (略)	(略)
	(2) (略)	(略)

(2) 共通事項

(ア)～(キ) (略)

(ク) 1の(1)の事業において、2の(1)の区分1の(1)、(2)、(3)、(4)、(道路及び橋に限る。)、(5)(護岸及び人工地盤に限る)及び(7)の施設を整備する場合は、機能保全計画を策定するものとする。なお、機能保全計画の様式は、水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について（平成13年3月30日付け12水港第4541号水産庁長官通知）別紙様式第14号によるものとする。

(新設)

3 事業主体

第2の1の(1)及び(2)の事業の事業主体は、都道府県又は市町村とする。ただし、1の(1)の事業のうち、荷捌き所の整備については、水産業協同組合が事業主体となることができ、共同漁業権の設定されている区域及びこれに隣接する水域における魚礁の設置並びに1の(2)の(イ)に掲げる事業については、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下この別紙においては「漁業協同組合等」という。）が事業主体となることができる。

第2の1の(3)の事業主体は、漁港管理者である都道府県又は市町村とする。ただし、次の各号の場合であって特に必要があるときは、当該各号に掲げる地方公共団体が行うことができるものとする。

(ア)～(イ) (略)

4 対象地区

(1) 地域水産物供給基盤整備事業の対象地区

計画事業費が一事業につき3億円（漁港施設の整備が含まれる場合は5億円）を超えるものであって、次に掲げる区分により、それぞれの要件を満たしたものとす。

(ア) 漁港施設と漁場の施設を一体的に整備する場合又は漁港施設を単独で整備する場合においては、次の要件を満たすもの

ア 第1種漁港又は第2種漁港であって、1漁港あたりの漁港施設に係る計画事業費が5億円を超えるもの。

イ 次のいずれかの要件を満たすもの

a 1漁港あたりの利用漁船の実隻数による総数が50隻程度以上若しくは登録漁船隻数が50隻程度以上の港勢を有するもの、又は整備の結果、同程度の港勢への推移が確実に見込まれるもの

b 1漁港あたりの陸揚金額が1億円程度以上の港勢を有するもの、又は整備の結果、同程度の港勢への推移が確実に見込まれるもの

c 水産業の振興を図る上で、水産基盤の整備を行うことが特に必要と認められるもの

ウ 2の(1)の区分1の(1)、(2)、(3)、(4)（道路及び橋に限る。）及び(5)（護岸及び人工地盤に限る。）の施設を整備するに当たっては、機能保全計画が策定され、かつ、当該計画に基づき適切に日常管理が実施されていること

(イ) (略)

(2) 水域環境保全創造事業の対象地区

(削る。)

(削る。)

(削る。)

以下のすべての要件を満たす地区とする。

ア 計画事業費が一事業につき5千万円以上（市町村、漁業協同組合等が行う事業は、1千万円以上）のもの。ただし、2の区分2の(ウ)については、計画事業費3億円を超えるもの。

イ 2の区分2の(ウ)のアについては、全体計画面積が2,500m²以上（第一種漁港及び第二種漁港については1,200m²以上）のもの。

4 対象地区

(1) 地域水産物供給基盤整備事業の対象地区

計画事業費が一事業につき3億円（漁港施設の整備が含まれる場合は5億円）を超えるものであって、次に掲げる区分により、それぞれの要件を満たしたものとす。

(ア) 漁港施設と漁場の施設を一体的に整備する場合又は漁港施設を単独で整備する場合においては、次の要件を満たすもの

ア 第1種漁港又は第2種漁港であって、1漁港あたりの漁港施設に係る計画事業費が5億円を超えるもの。

イ 次のいずれかの要件を満たすもの

a 1漁港あたりの利用漁船の実隻数による総数が50隻程度以上若しくは登録漁船隻数が50隻程度以上の港勢を有するもの、又は整備の結果、同程度の港勢への推移が確実に見込まれるもの

b 1漁港あたりの陸揚金額が1億円程度以上の港勢を有するもの、又は整備の結果、同程度の港勢への推移が確実に見込まれるもの

c 水産業の振興を図る上で、水産基盤の整備を行うことが特に必要と認められるもの

ウ 2の(1)の区分1の(1)、(2)、(3)、(4)（道路及び橋に限る。）、(5)（護岸及び人工地盤に限る。）及び(7)の施設を整備するに当たっては、機能保全計画が策定され、かつ、当該計画に基づき適切に日常管理が実施されていること

(イ) (略)

(2) 水域環境保全創造事業の対象地区

(ア) 漁場公害防止対策事業

汚泥その他公害の原因となる物質がたい積し、又は水質が汚濁している漁場において実施されるしゅんせつ事業、導水事業、覆土事業及び耕うん事業のうち、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第3条第4項の規定に基づいて実施する地区

(イ) 漁港公害防止対策事業

漁港区域内の水域における汚泥その他公害の原因となるたい積物の除去、又は水質改善を図るための導水施設の整備について、公害防止計画（環境基本法第17条の規定により作成したもの）に基づいて実施する地区

(ウ) 水域環境保全のための事業

以下のすべての要件を満たす地区とする。

ア 計画事業費が一事業につき5千万円以上（市町村、漁業協同組合等が行う事業は、1千万円以上）のもの。ただし、2の区分2の(3)の(ウ)については、計画事業費3億円を超えるもの。

イ 2の区分2の(3)の(ウ)のアについては、全体計画面積が2,500m²以上（第一種漁港及び第二種漁港については1,200m²以上）のもの。

ウ 放置座礁船の処理を行うにあたっては、船舶所有者等に代わり、都道府県または市町村がやむを得ず放置座礁船を処理する場合に必要な経費とし、全体事業規模が5千万円以上の場合に限る。なお、都道府県または市町村は、船舶所有者等より、当該処理に要した費用の全部又は一部の納付を受けた場合には、その費用の納付の内容に関する証拠書類を添えて速やかに水産庁長官に報告するとともに、船舶所有者等から納付を受けた額に交付率を乗じて得た額を国に納付しなければならない。

(3) (略)

第3 事業の実施

(略)

1 事業計画書の作成及び提出

(1) 事業計画書の作成及び提出

(略)

(ア) ~ (イ) (略)

(ウ) (略)

(1) ~ (7) (略)

(8) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第16条第1項の規定に基づき国土交通大臣が指定した道路又は農道若しくは林道で同項の規定に基づき農林水産大臣が指定した道路

(2) (略)

2~3 (略)

第4~7 (略)

ウ 放置座礁船の処理を行うにあたっては、船舶所有者等に代わり、都道府県または市町村がやむを得ず放置座礁船を処理する場合に必要な経費とし、全体事業規模が5千万円以上の場合に限る。なお、都道府県または市町村は、船舶所有者等より、当該処理に要した費用の全部又は一部の納付を受けた場合には、その費用の納付の内容に関する証拠書類を添えて速やかに水産庁長官に報告するとともに、船舶所有者等から納付を受けた額に交付率を乗じて得た額を国に納付しなければならない。

(3) (略)

第3 事業の実施

(略)

1 事業計画書の作成及び提出

(1) 事業計画書の作成及び提出

(略)

(ア) ~ (イ) (略)

(ウ) (略)

(1) ~ (7) (略)

(8) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定に基づき国土交通大臣が指定した道路又は農道、林道で同条同項の規定に基づき、農林水産大臣が指定した道路

(2) (略)

2~3 (略)

第4~7 (略)

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>別紙9 (漁場保全の森づくり事業に係る運用)</p> <p>[別記様式第2号]</p> <p>番 号 年 月 日</p> <p>水産庁長官 殿</p> <p><u>都道府県知事名</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙9 (漁場保全の森づくり事業に係る運用)</p> <p>[別記様式第2号]</p> <p>番 号 年 月 日</p> <p>水産庁長官 殿</p> <p><u>都道府県知事名</u> 印</p> <p>(以下略)</p>

(下線の部分は改正部分)

改 正 後				現 行			
別紙10 (漁港漁村環境整備事業に係る運用)				別紙10 (漁港漁村環境整備事業に係る運用)			
第1 (略)				第1 (略)			
第2 事業内容				第2 事業内容			
1 事業の内容				1 事業の内容			
(1) ~ (3) (略)				(1) ~ (3) (略)			
2 事業メニュー				2 事業メニュー			
(1) (略)				(1) (略)			
事業名	区分	事業名	内容及び実施要件	事業名	区分	事業名	内容及び実施要件
漁港環境整備事業	1 漁港環境整備	(1)緑地	(略)	漁港環境整備事業	1 漁港環境整備	(1)緑地	(略)
		(2)防災施設	(略)			(2)防災施設	(略)
		(3)用地整備	(略)			(3)用地整備	(略)
		(4)その他施設	(略)			(4)その他施設	(略)
		(5)市町村等事業推進	(略)			(5)市町村等事業推進	(略)
漁業集落環境整備事業	2 衛生関連施設整備	(1)漁業集落排水施設整備	(略)	漁業集落環境整備事業	2 衛生関連施設整備	(1)漁業集落排水施設整備	(略)
		(2)水産飲雑用水施設整備	(略)			(2)水産飲雑用水施設整備	(略)
		(3)地域資源利活用基盤施設整備	(略)			(3)地域資源利活用基盤施設整備	(略)
		(4)用地整備	(略)			(4)用地整備	(略)
		(5)特認事業	(略)			(5)特認事業	(略)
	3 防災関連施設整備	(1)漁業集落道整備	(略)	漁業集落環境整備事業	3 防災関連施設整備	(1)漁業集落道整備	(略)
		(2)防災安全施設整備	(略)			(2)防災安全施設整備	(略)
		(3)緑地・広場施設整備	(略)			(3)緑地・広場施設整備	(略)
		(4)土地利用高度化再編整備	(略)			(4)土地利用高度化再編整備	(略)
		(5)用地整備	(略)			(5)用地整備	(略)
		(6)特認事業	(略)			(6)特認事業	(略)
市町村等事業推進			(略)	市町村等事業推進			(略)
漁村再生交付金事業	4 漁港施設整備	外郭施設、水域施設、係留施設、輸送施設、及び漁港施設用地の整備	別紙8 (水産物供給基盤整備事業に係る運用) 第2の2 (1)の工種(1)から(5)に規定する施設の整備	漁村再生交付金事業	4 漁港施設整備	外郭施設、水域施設、係留施設、輸送施設、及び漁港施設用地の整備	別紙8 (水産物供給基盤整備事業に係る運用) 第2の2 (1)の工種(1)から(7)に規定する施設の整備
	5 漁場造成	魚礁、増殖場、及び養殖場の整備	別紙8 (水産物供給基盤整備事業に係る運用) 第2の2 (1)の工種(6)から(8)に規定する施設の整備 ただし、増殖場及び養殖場の整備について、漁港に近接した		5 漁場造成	魚礁、増殖場、及び養殖場の整備	別紙8 (水産物供給基盤整備事業に係る運用) 第2の2 (1)の工種(8)から(10)に規定する施設の整備 ただし、増殖場及び養殖場の整備について、漁区に近接した

		施設を整備するものについては、計画事業規模3億円を超えるものを交付金の交付対象とする。
6 水域環境保全創造	<u>(削る。)</u>	<u>(削る。)</u>
	<u>(削る。)</u>	<u>(削る。)</u>
	<u>水域環境保全</u>	効用の低下している漁場の生産力の回復及び水産資源の生息場の環境改善を図るため、 <u>又は漁場と連接する水域等において漁場への悪影響を未然に防止するために行う</u> 堆積物の除去、放置座礁船の処理、底質改善、作れい、海水交流施設の設置、着定基質の設置並びにこれらに関連する施設の設置及び漁港区域内における水質の保全等水域の環境保全のために実施する水質底質改善施設、漁港浄化施設及び廃油処理施設の整備、清掃船（付属機械を含む。）の建造、購入又は補修並びに <u>廃船の処理</u> ただし、漁港区域内における水質の保全等水域の環境保全のための事業については、計画事業規模3億円を超えるものを交付金の交付対象とする。
7 漁港環境施	緑地、防災施設、その他施設	(略)

		施設を整備するものについては、計画事業規模3億円を超えるものを交付金の交付対象とする。
6 水域環境保全創造	<u>(1)漁場公害防止対策</u>	<u>汚泥その他公害の原因となる物質が堆積し、若しくは水質が汚濁している漁場において実施されるしゅんせつ事業、導水事業、又は覆土事業及び耕うん事業</u>
	<u>(2)漁港公害防止対策</u>	<u>漁港区域内の水域における汚泥その他公害の原因となるたい積物の除去、又は水質改善を図るための導水施設の整備のうち、公害防止計画（環境基本法（平成5年法律第91号）第17条の規定により作成したもの）に基づいて実施するもの</u>
	<u>(3)水域環境保全</u>	効用の低下している漁場の生産力の回復及び水産資源の生息場の環境改善を図るため <u>に行う</u> 堆積物の除去、放置座礁船の処理、底質改善、作れい、海水交流施設の設置、着定基質の設置並びにこれらに関連する施設の設置及び漁港区域内における水質の保全等水域の環境保全のために実施する水質底質改善施設、漁港浄化施設及び廃油処理施設の整備、清掃船（付属機械を含む。）の建造、購入又は補修並びに <u>廃船の処理（公害防止計画に基づいて実施するものを除く。）</u> ただし、漁港区域内における水質の保全等水域の環境保全のための事業については、計画事業規模3億円を超えるものを交付金の交付対象とする。
7 漁港環境施	緑地、防災施設、その他施設	(略)

設整備		
8 漁業集落環境	漁業集落道整備、水産飲雑用水施設整備、漁業集落排水施設整備、防災安全施設整備、緑地・広場施設整備、土地利用高度化再編整備、地域資源利活用基盤施設整備及び用地整備	(略)
9 地域創造型整備	地域創造型整備	(略)
市町村等事業推進		(略)

(2) (略)

3 (略)

第3 事業の対象

1 漁港環境整備事業

(略)

(1) ~ (6) (略)

2 漁業集落環境整備事業

(1) この事業の対象となる集落は、次の要件のいずれかに該当する漁業集落であって、この事業の実施につき、漁業者又はその他住民、市町村及び漁業団体等の意欲が高いものとする。

ア 漁業依存度（対象集落における総生産額に対する漁業生産額（水産加工業を含める。）の割合とする。）又は漁家比率が第1位の漁業集落であること。なお、過去3年間で交流人口が増加している漁業集落については、漁業依存度の算出時、漁業生産額に交流人口増加に寄与する取組に係る生産額を加算できるものとする（交流人口増加に寄与する取組に係る生産額とは、①漁業体験における売上額、②農泊（渚泊）による売上額、③水産直売所の売上額、④集落内にある地域水産物を提供する食堂の売上額、⑤国内外の観光客における漁村のツアー売上額の総計（ただし、すでに計上されている漁業生産額を除く。）とする。

ただし、資源回復計画作成要領（平成14年3月28日付け13水管第3882号水産庁長官通知）又は資源管理指針・計画作成要領（平成23年3月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知）に基づき、漁獲努力量削減実施計画又は資源管理計画を策定し、さらに、資源管理協定（漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）第1条の規定による改正後の漁業法（昭和20年法律第267号）第124条に基づき農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けたものをいう。）に令和5年度までに移行する又は移行した漁業団体の地区にある漁業集落については、当該計画策定時に漁業依存度又は漁家比率が第1位であったものも対象とする。

設整備		
8 漁業集落環境	漁業集落道整備、水産飲雑用水施設整備、漁業集落排水施設整備、防災安全施設整備、緑地・広場施設整備、土地利用高度化再編整備、地域資源利活用基盤施設整備及び用地整備	(略)
9 地域創造型整備	地域創造型整備	(略)
市町村等事業推進		(略)

(2) (略)

3 (略)

第3 事業の対象

1 漁港環境整備事業

(略)

(1) ~ (6) (略)

2 漁業集落環境整備事業

(1) この事業の対象となる集落は、次の要件のいずれかに該当する漁業集落であって、この事業の実施につき、漁業者又はその他住民、市町村及び漁業団体等の意欲が高いものとする。

ア 漁業依存度（対象集落における総生産額に対する漁業生産額（水産加工業を含める。）の割合とする。）又は漁家比率が第1位の漁業集落であること。

ただし、資源回復計画作成要領（平成14年3月28日付け13水管第3882号水産庁長官通知）に基づき、漁獲努力量削減実施計画を策定し、実施している漁業団体の地区にある漁業集落については、当該実施計画策定時に漁業依存度又は漁家比率が第1位であったものも対象とする。

とする。

(以下略)

イ～エ (略)

- (2) 対象集落の規模は、人口が300人以上5,000人以下(漁業集落排水施設整備については、100人以上5,000人以下)の規模であることとする。

ただし、次に掲げる地域のいずれかの地域内については、人口が50人以上5,000人以下の規模の漁業集落であること。

ア～ウ (略)

エ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。))を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。))を含む。)

オ (略)

- (3)～(8) (略)

3 漁村再生交付金事業 (略)

第4～第8 (略)

(別記参考様式別紙10第1号)～(別記参考様式別紙10第9号) (略)

(以下略)

イ～エ (略)

- (2) 対象集落の規模は、人口が300人以上5,000人以下(漁業集落排水施設整備については、100人以上5,000人以下)の規模であることとする。

ただし、次に掲げる地域のいずれかの地域内については、人口が50人以上5,000人以下の規模の漁業集落であること。

ア～ウ (略)

エ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村(同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村と見なされる区域を含む。))を含む。)

オ (略)

- (3)～(8) (略)

3 漁村再生交付金事業 (略)

第4～第8 (略)

(別記参考様式別紙10第1号)～(別記参考様式別紙10第9号) (略)

(下線の部分は改正部分)

改 正 後		現 行	
別紙11（海岸保全施設整備事業に係る運用）		別紙11（海岸保全施設整備事業に係る運用）	
第1（略）		第1（略）	
第2 事業内容		第2 事業内容	
1・2（略）		1・2（略）	
3 事業の内容		3 事業の内容	
農地保全及び漁港区域に係る本事業の内容は、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。		農地保全及び漁港区域に係る本事業の内容は、次の表の区分及び工種の欄に応じそれぞれ内容の欄に定められたものとする。	
区分	工種	区分	工種
海岸保全施設整備	(1) 高潮対策	1	(1) 高潮対策
	(2) 侵食対策	海岸保全施設整備	(2) 侵食対策
	(3) 海岸耐震対策		(3) 海岸耐震対策
	(4) 海岸堤防等老朽化対策		(4) 海岸堤防等老朽化対策
	(略)		(略)
	(1) 長寿命化計画の変更 ① (略) ② 長寿命化計画の変更		(1) 長寿命化計画の変更 ① (略) ② 長寿命化計画の変更 <u>(策定については東日本大震災の被災地及び5地区海岸以上を管理している市町村（政令市を除く。）において令和2年度までに限る。)</u>
	(2) (略)		(2) (略)
津波・高潮危機管理対策	津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び <u>避難対策並びに気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の変更</u> を行う。 また、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するため、次の施策を総合的に実施するものとする。（第3の2の津波・高潮危機管理対策(1)②の海岸については、次の(1)～(4)及び(8)～(10)を対象とする。） (1)～(9) (略) <u>(10) 海岸保全基本計画の変更支援（海岸の防護に関する事項及び施設の整備に関する事項等）</u> ただし、(3)の施策については、上記(1)、(2)及び(4)～(8)の施策と併せて実施することとする。	2	津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び <u>避難対策</u> を行う。 また、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するため、次の施策を総合的に実施するものとする。（第3の2の津波・高潮危機管理対策(1)②の海岸については、次の(1)～(4)及び(8)、 <u>(9)</u> を対象とする。） (1)～(9) (略) <u>(新設)</u> ただし、(3)の施策については、上記(1)、(2)及び(4)～(8)の施策と併せて実施することとする。
	3 海岸環境整備	(略)	3 海岸環境整備

境整備	
4 市町村等事業推進	(略)

- 4 事業計画
事業計画においては、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

区分	工種	内容
1 海岸 保全 施設 整備	(1)高潮対策 (2)侵食対策	(略)
	(3) 海岸耐震対策	(略)
	(4) 海岸堤防等老朽化対策	(略)
	2 津波・高潮緊急管理対策	津波・高潮危機管理対策緊急事業計画（ <u>水門等の整備・運用計画策定支援及び海岸保全基本計画の変更支援</u> を除く。）は、海岸管理者が関係機関の意見を聴取して作成するものとし、所期の目的を十分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。 ① 海岸の概要 ② 事業の概要 ③ 計画の内訳 ④ 成果目標 ⑤ その他参考となる事項
3 海岸 環境 整備	海岸環境整備	(略)

- 第3 事業の実施
1 (略)
2 実施要件
事業の実施要件は、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

境整備	
4 市町村等事業推進	(略)

- 4 事業計画
事業計画においては、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

区分	工種	内容
1 海岸 保全 施設 整備	(1)高潮対策 (2)侵食対策	(略)
	(3) 海岸耐震対策	(略)
	(4) 海岸堤防等老朽化対策	(略)
	2 津波・高潮緊急管理対策	津波・高潮危機管理対策緊急事業計画（ <u>水門等の整備・運用計画策定支援</u> を除く。）は、海岸管理者が関係機関の意見を聴取して作成するものとし、所期の目的を十分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。 ① 海岸の概要 ② 事業の概要 ③ 計画の内訳 ④ 成果目標 ⑤ その他参考となる事項
3 海岸 環境 整備	海岸環境整備	(略)

- 第3 事業の実施
1 (略)
2 実施要件
事業の実施要件は、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

区分	工種	内容
1 海岸 保全 施設 整備	(1) 高潮対策	(略)
	(2) 侵食対策	(略)
	(3) 海岸耐震対策	(略)
	(4) 海岸堤防等老朽化対策	<p>海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内の海岸保全施設を対象に実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。<u>なお、長寿命化計画の変更にあつては、維持管理費用の見通しやコスト削減内容に加え、新技術等の導入検討が長寿命化計画に記載されているものに限る。</u></p> <p>(1) 長寿命化計画の変更 <u>以下の①から③のいずれかの要件を満たすこと。</u></p> <p>① 既に策定されている長寿命化計画について、以下の事項等を反映させて令和5年度までに変更されるものであること。 (ア) 水門・陸閘等の施設の追加 (イ) 水門・陸閘等の統廃合の位置づけ</p> <p>② <u>既に策定されている長寿命化計画について、沖合施設の追加を反映させて、令和7年度までに変更されるものであること。</u></p> <p>③ <u>既に策定されている長寿命化計画について、新技術等を活用した施設の点検手法等を新たに位置づけて、令和7年度までに変更されるものであること。</u></p> <p>(2) 老朽化対策 <u>以下の①から⑤の要件を満たすこと。</u></p> <p>① 長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理されていること。</p> <p>②～⑤ (略)</p>
2 津波・高潮危機管理対策	<p>海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、<u>次の(1)から(8)に掲げる要件(水門等の整備・運用計画策定支援にあつては、(1)の要件)を満たすものとする。</u><u>ただし、(9)に規定する海岸保全基本計画の変更支援にあつてはこの限りではない。</u></p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 海岸保全基本計画への変更支援については、気候変動を踏まえて令和7年度までに海岸基本計画を変更されるものであ</u></p>	

区分	工種	内容
1 海岸 保全 施設 整備	(1) 高潮対策	(略)
	(2) 侵食対策	(略)
	(3) 海岸耐震対策	(略)
	(4) 海岸堤防等老朽化対策	<p>海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内の海岸保全施設を対象に実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 長寿命化計画の変更 <u>(新設)</u></p> <p>① 既に策定されている長寿命化計画について、以下の事項等を反映させて令和5年度までに変更されるものであること。 (ア) 水門・陸閘等の施設の追加 (イ) 水門・陸閘等の統廃合の位置づけ</p> <p>② <u>東日本大震災の被災地及び5地区海岸以上を管理している市町村(政令市を除く。)については令和2年度までの間に策定又は変更されるものであること。</u> <u>(新設)</u></p> <p>(2) 老朽化対策 <u>(新設)</u></p> <p>① 長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理されていること。<u>ただし、海岸保全施設の新設又は東日本大震災の被災地及び5地区海岸以上を管理している市町村(政令市を除く。)において令和2年度までに事業に着手する場合には、長寿命化計画の策定を条件としない。</u></p> <p>②～⑤ (略)</p>
2 津波・高潮危機管理対策	<p>海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、<u>次に掲げる要件(水門等の整備・運用計画策定支援にあつては、(1)の要件)を満たすものとする。</u></p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	

管理 対策		<u>ること。</u>
3 海岸環境整備	(略)	

3～5 (略)

第4～第6 (略)

別記様式第1号

海岸保全施設整備事業 事業計画書

番 号
年 月 日

〇〇〇 殿

〇〇県(都道府)知事 〇〇〇〇
又は〇〇県(都道府)知事〇〇市(町村)長〇〇〇〇

(以下略)

別記様式第2号～第7号 (略)

別記様式第8号

津波・高潮危機管理対策 事業計画総括表

(略)

- 備考) 1 事業を実施する海岸は、全て記載すること。
 なお、本表に記載された海岸は別記様式第9号により海岸毎の事業計画書を作成すること。
 2 施設名等には、実施する項目(例えば、護岸破堤防止、ハザードマップ作成支援等)を記載すること。
 なお、ハザードマップ作成支援は、津波・高潮の別を明記すること(「津波ハザードマップ作成支援」等)。
 3 実施内容等欄には、整備内容や、海岸保全基本計画に定める施設整備の見直しに向けた検討内容を簡潔に記載すること。
 4 総事業費欄には、海岸毎の小計も記載すること。
 5 備考欄には、事業実施の必要性を記載すること。

管理 対策		
3 海岸環境整備	(略)	

3～5 (略)

第4～第6 (略)

別記様式第1号

海岸保全施設整備事業 事業計画書

番 号
年 月 日

〇〇〇 殿

〇〇県(都道府)知事 〇〇〇〇印
又は〇〇県(都道府)知事〇〇市(町村)長〇〇〇〇印

(以下略)

別記様式第2号～第7号 (略)

別記様式第8号

津波・高潮危機管理対策 事業計画総括表

(略)

- 備考) 1 事業を実施する海岸は、全て記載すること。
 なお、本表に記載された海岸は別記様式第9号により海岸毎の事業計画書を作成すること。
 2 施設名等には、実施する項目(例えば、護岸破堤防止、ハザードマップ作成支援等)を記載すること。
 なお、ハザードマップ作成支援は、津波・高潮の別を明記すること(「津波ハザードマップ作成支援」等)。
 3 実施内容等欄には、整備内容を簡潔に記載すること。
 4 総事業費欄には、海岸毎の小計も記載すること。
 5 備考欄には、事業実施の必要性を記載すること。

6 合計の備考欄には、総事業費に占めるソフト費用（耐震調査等ハザードマップ作成支援経費）の割合を記載すること。

別記様式第9-1号

〇〇海岸 津波・高潮危機管理対策 事業計画書

都道府県名	所管名	海岸管理者名				
沿岸名	事業施行場所	海岸保全区域指定	財源負担割合 (%)			
先	郡 町 大字 地 市 村	平成 年 月 日告示	国	都道府県	市町村	その他
海岸の概要	※ 海岸の位置、自然条件、海岸の状況、海岸保全施設の設置状況等を記述する。また、津波又は高潮対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。	被災歴	海岸背後地区の津波・高潮避難支援等に係る成果目標			
		海岸延長※ (m)	防護人口 (人)	防護面積 (ha)	その他の成果目標	
				※避難時間短縮目標等を記載する。※本事業の実施により達成し得る成果目標について記載する。（他事業と併せた成果目標の場合は、本事業分を切り分けて記載） 〈例〉想定津波到達時間迄に安全に避難できる住民2,000人→3,000人		
事業の概要	計画における位置付け	農地の状況（注1）				
※ 事業の目的、整備の方法等を記述する。	地域防災計画等における当事業の位置づけ	防護区域内の農地の状況（地目、農地面積、1号遊休農地面積（注2）、荒廃農地対策の内容等）を記述する。				
計の内訳	実施予定期間	計画総事業費	千円（うち耐震調査等のソフト経費 千円）			
	施設名等	整備内容	事業費（千円）	整備予定期間	整備の必要性	
	合計					
連携ソフト施策	地方公共団体におけるハザードマップ作成、避難訓練（1回/年）、住民への津波又は高潮に関するパンフレットの配布		海岸保全基本計画の変更（注2）		有 無	

※印：海岸延長とは、当該事業により機能確保された海岸線延長とする。
 ○添付資料 (1) 所在地及び位置図 (2) 計画平面図（標準断面図、構造図等を添付）
 (3) 写真（撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等）(4) 地域防災計

6 合計の備考欄には、総事業費に占めるソフト費用（耐震調査等ハザードマップ作成支援経費）の割合を記載すること。

別記様式第9号

〇〇海岸 津波・高潮危機管理対策 事業計画書

都道府県名	所管名	海岸管理者名				
沿岸名	事業施行場所	海岸保全区域指定	財源負担割合 (%)			
先	郡 町 大字 地 市 村	平成 年 月 日告示	国	都道府県	市町村	その他
海岸の概要	※ 海岸の位置、自然条件、海岸の状況、海岸保全施設の設置状況等を記述する。また、津波又は高潮対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。	被災歴	海岸背後地区の津波・高潮避難支援等に係る成果目標			
		海岸延長※ (m)	防護人口 (人)	防護面積 (ha)	その他の成果目標	
				※避難時間短縮目標等を記載する。※本事業の実施により達成し得る成果目標について記載する。（他事業と併せた成果目標の場合は、本事業分を切り分けて記載） 〈例〉想定津波到達時間迄に安全に避難できる住民2,000人→3,000人		
事業の概要	計画における位置付け	農地の状況（注1）				
※ 事業の目的、整備の方法等を記述する。	地域防災計画等における当事業の位置づけ	防護区域内の農地の状況（地目、農地面積、1号遊休農地面積（注2）、荒廃農地対策の内容等）を記述する。				
計の内訳	実施予定期間	計画総事業費	千円（うち耐震調査等のソフト経費 千円）			
	施設名等	整備内容	事業費（千円）	整備予定期間	整備の必要性	
	合計					
連携ソフト施策	地方公共団体におけるハザードマップ作成、避難訓練（1回/年）、住民への津波又は高潮に関するパンフレットの配布					

※印：海岸延長とは、当該事業により機能確保された海岸線延長とする。
 ○添付資料 (1) 所在地及び位置図 (2) 計画平面図（標準断面図、構造図等を添付）
 (3) 写真（撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等）(4) 地域防災計

画等の該当部分の写し

注1：農地保全に係るものにあつては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況（地目、農地面積、1号遊休農地面積（注2）、荒廃農地対策の内容等）を記載すること。

注2：本事業で海岸保全基本計画の変更支援を行う場合、「有」を○囲いする。その際、「別記様式第9-2号」もあわせて提出すること。

別記様式第9-2号

〇〇海岸 津波・高潮危機管理対策 事業計画書
(〇〇沿岸海岸保全基本計画の変更)

都道府県名	沿岸名	所管省庁(※1)
沿岸関係市町村	〇〇市、〇〇市、〇〇町、〇〇村……(当該沿岸に含まれる市町村(他省庁所管海岸の市町村を含む)を記載する。)	
地区海岸名(※2)		
海岸管理者名(※3)		
地区海岸名		
海岸管理者名		
地区海岸名		
海岸管理者名		
沿岸の概要	本沿岸の海岸保全施設整備の基本方針(現行)	
基本計画変更の趣旨	(例)令和2年11月に見直された海岸保全基本方針では、気候変動の影響は既に顕在化しつつあり、今後、平均海面の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響が懸念され、気候変動の影響による外力の長期変化を適切に考慮すべき旨が追加された。これを踏まえ、平成〇年に〇〇県で策定した〇〇沿岸海岸保全基本計画についても気候変動の影響を踏まえた見直しを実施することが必要となった。そのため、海岸管理者である〇〇県、〇〇市、〇〇町が、それぞれ管理する地区海岸において、施設の整備の案を作成し、〇〇県が海岸保全基本計画を定めるものである。	検討実施期間 〇〇～〇〇年
施設整備の見直しに向けた検討内容	海岸管理者が海岸保全施設の整備に関する事項を作成するにあつての検討内容を具体的に記載する。 (例) ・海岸保全施設の耐用年数を考慮した平均海面水位、波浪及び潮位偏差の変化量を検討する。 ・これらに基づき各地区海岸における施設の整備の案を作成する。 ・案の作成にあたり、有識者に意見を徴取するための委員会を開催する。	検討に係る総事業費(千円)

※1 農村振興局又は水産庁を記載する。国土交通省所管海岸も含まれる場合は、水管理・国土保全局又は港湾局のいずれか該当局名を記入する。
※2 海岸保全基本計画の変更にあたり、「施設の整備に関する事項の案」を作成する地区海岸名を記入する。複数地区海岸で事業計画を作成する場合は全地区を記入。
※3 上記各海岸の管理者名をそれぞれ記入する。

別記様式第10号 (略)

別記様式第11号

海岸保全施設整備事業 事業計画変更手続報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇 殿

〇〇県(都道府)知事 〇〇〇〇
又は〇〇県(都道府)〇〇市(町村)長〇〇〇〇

(以下略)

別記様式第12号 (略)

画等の該当部分の写し

注1：農地保全に係るものにあつては、「農地の状況」欄に防護区域内の農地の状況（地目、農地面積、1号遊休農地面積（注2）、荒廃農地対策の内容等）を記載すること。

(新設)

(新設)

別記様式第10号 (略)

別記様式第11号

海岸保全施設整備事業 事業計画変更手続報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇 殿

〇〇県(都道府)知事 〇〇〇〇印
又は〇〇県(都道府)〇〇市(町村)長〇〇〇〇印

(以下略)

別記様式第12号 (略)

別記様式第13号

海岸保全施設整備事業 年度別事業計画書

番 年 月 号
日

〇〇〇 殿

〇〇県（都道府）知事 〇〇〇〇
又は〇〇県（都道府）〇〇市（町村）長〇〇〇〇

（以下略）

別記様式第14号 （略）

別記様式第15号

海岸堤防等老朽化対策 海岸保全区域適正化計画書

番 年 月 号
日

〇〇〇 殿

〇〇県（都道府）知事 〇〇〇〇
又は〇〇県（都道府）〇〇市（町村）長〇〇〇〇

（以下略）

別記様式第13号

海岸保全施設整備事業 年度別事業計画書

番 年 月 号
日

〇〇〇 殿

〇〇県（都道府）知事 〇〇〇〇印
又は〇〇県（都道府）〇〇市（町村）長〇〇〇〇印

（以下略）

別記様式第14号 （略）

別記様式第15号

海岸堤防等老朽化対策 海岸保全区域適正化計画書

番 年 月 号
日

〇〇〇 殿

〇〇県（都道府）知事 〇〇〇〇印
又は〇〇県（都道府）〇〇市（町村）長〇〇〇〇印

（以下略）